



第4期

太子町障がい者計画

第7期

太子町障がい福祉計画

第3期

太子町障がい児福祉計画

令和6(2024)年3月



太子町

はじめに

本町では、これまで「太子町障がい者計画・太子町障がい福祉計画・太子町障がい児福祉計画」を策定しており、これらの計画に基づき、障がい者福祉施策の推進及び、障がい福祉サービスの充実と障がいのサービス提供体制の整備に取り組んでまいりました。

このたび、障がいのある人への支援や施策全般の理念、基本的な方針等を定める「第4期太子町障がい者計画」と、障がい福祉サービスや地域生活支援事業、障がい児福祉サービス等の充実をめざす「第7期太子町障がい福祉計画・第3期太子町障がい児福祉計画」を策定しました。

本計画においては、国や大阪府の動向を踏まえた障がい福祉施策の充実・強化に加えて、国の基本指針に沿って「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援の充実」、「福祉施設から一般就労への移行」、「障がい児支援提供体制の整備」、「相談支援体制の充実・強化」、「障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」など、必要な見直しを図っております。

引き続き、障がい者が住み慣れた地域においていきいきと暮らせる町となるよう、本計画のもと、関係機関と連携を図りながらその実現に向けて取り組みを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました太子町障がい者施策推進協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査などを通じてご協力いただきました多くの皆様に対し、厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

太子町長 田 中 祐 二



目次

第1章 はじめに	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 近年の障がい者支援や障がい福祉制度をめぐる動き	1
3. 国の基本計画について	3
4. 計画の位置付け	5
5. 計画の期間	6
6. 障がいのある人の定義	6
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	7
1. 人口の推移	7
2. 障がい者手帳所持者数の状況	8
3. 身体障がい者手帳所持者の状況	9
4. 療育手帳所持者の状況	10
5. 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況	11
6. 調査結果について	13
第3章 障がい者計画	23
1. 基本理念	23
2. 施策推進の基本方針	24
3. 基本目標	25
4. 施策体系	26
5. 施策の展開	27
基本目標1. 理解と交流の促進	27
1-1 啓発・広報活動の推進	27
1-2 福祉教育の推進	28
1-3 交流・ふれあい活動の促進	29
1-4 地域への社会参加の促進	30
基本目標2. 安心して暮らせる地域づくり	31
2-1 相談支援体制の充実	31
2-2 福祉サービス等の充実	32
2-3 誰もが住みやすいまちづくりの推進	33
2-4 防犯・防災対策の充実	34
2-5 情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援の充実	35
2-6 差別の解消と虐待防止及び権利擁護の推進	36
基本目標3. 雇用・就労対策の充実	37
3-1 雇用促進と就労支援の充実	37
3-2 福祉的就労の場の確保	37

基本目標4. 保健・医療体制の充実	38
4-1 母子保健対策の推進	38
4-2 成人保健対策の推進	39
4-3 こころの健康づくりの推進	40
4-4 医療体制の充実	41
基本目標5. 子どもの健やかな成長のための支援	42
5-1 就学前教育・療育の充実	42
5-2 学校教育体制の充実	43
第4章 国の「基本指針」とサービス体系	44
1. 国の「基本指針」	44
2. 町の取り組みの方向性	46
3. 障がい福祉サービス等の体系	51
第5章 基本指針に基づく目標値	52
1. 成果目標に対する目標値	52
第6章 障がい福祉サービスの見込みと確保策	65
1. 訪問系サービス	65
2. 日中活動系サービス	69
3. 居住系サービス	74
4. 相談支援	76
5. 発達障がい者等に対する支援	78
6. 精神障がいに対する支援体制	80
7. 相談支援体制の充実・強化のための取り組み	83
8. 障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み	85
9. 地域生活支援事業	87
第7章 障がい児支援の見込みと確保策	97
1. 障がい児通所支援、障がい児相談支援等	98
2. 子ども・子育て支援	100
第8章 計画の推進のために	101
1. 計画の推進体制	101
2. 計画の評価・検証	101
参考資料	102
1. 太子町障害者施策推進協議会規程	102
2. 太子町障がい者施策推進協議会委員名簿	104
3. 用語の解説	105

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景・趣旨

我が国における障がい者支援に関する制度や施策の考え方は、「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」という。）に大きく影響を受けています。障害者権利条約は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした条約で、平成18（2006）年12月13日に国連総会において採択されました。日本は、翌年同条約に署名し、批准に向けた国内法の整備が進められました。

平成23（2011）年に「障害者基本法」の大幅な改正が行われ、「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という新たな目標が掲げられ、地域社会における共生、差別の禁止（社会的障壁の除去）等の基本原則が規定されました。障がい者の定義についても、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と改め、心身の障がいそのものが問題なのではなく、障がいにより日常生活や社会生活が妨げられる社会の側に問題があるという「社会モデル」に基づく考え方へと転換が図られました。

本町では、平成30（2018）年3月に「第3期太子町障がい者計画」、令和3（2021）年3月に「第6期太子町障がい福祉計画・第2期太子町障がい児福祉計画」を策定し、さまざまな障がい者施策を展開してきました。

近年、障がいの重度化や重複化、障がいのある人や家族の高齢化等に伴い、福祉サービスのニーズも多様化・複雑化し、障がいのある人を取り巻く状況が変化していることから、国の新たな動きを踏まえ、令和6（2024）年度を始期とする「第4期太子町障がい者計画及び第7期太子町障がい福祉計画・第3期太子町障がい児福祉計画」を策定します。

2. 近年の障がい者支援や障がい福祉制度をめぐる動き

我が国においては、平成18（2006）年の「障害者自立支援法」の施行により、身体・知的・精神の障がい種別により異なっていたサービス体系が一元化されました。その後、利用者負担額の見直しや障がいのある人の範囲の見直し等が行われるなか、平成25（2013）年には新たに「障害者総合支援法」が施行されました。この法律により「地域における共生の実現」という理念の導入に加え、難病等をサービス対象とする等が定められました。

さらに、平成24（2012）年10月には「障害者虐待防止法」、平成28（2016）年4月には「障害者差別解消法」、同年5月には「成年後見制度利用促進法」が施行される等、障がいのある人への権利擁護が進められてきました。平成28（2016）年には、発達障がいのある人への支援をより一層充実させることを目的に「発達障害者支援法」の改正法が施行されました。平成30（2018）年度からは「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、地方自治

体において障がい児福祉計画の策定が義務付けられるとともに、障がいのある人の地域生活の維持・継続のための支援や就労定着に向けた支援の充実、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築、障がいのある子どもに対するサービス提供体制の計画的な構築等が求められるようになりました。

また、令和元（2019）年の「読書バリアフリー法」施行、令和2（2020）年の「障害者雇用促進法」の改正法施行、令和3（2021）年の「医療的ケア児支援法」の施行、令和4（2022）年の「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行、令和5（2023）年の改正障害者雇用促進法の一部施行、令和6（2024）年の改正障害者差別解消法の施行等、障がい者支援や障がい福祉の充実に向けた取組が行われています。

《障がい者支援や障がい福祉制度をめぐる動き》

年	近年の主な動き
平成18（2006）年	障害者自立支援法の施行（平成18年4月1日） バリアフリー法の施行（平成18年12月20日）
平成23（2011）年	改正障害者基本法の施行（平成23年8月5日）
平成24（2012）年	改正児童福祉法の施行（平成24年4月1日） 障害者虐待防止法の施行（平成24年10月1日）
平成25（2013）年	障害者総合支援法の施行（平成25年4月1日）
平成26（2014）年	障害者権利条約の発効（平成26年2月19日）
平成27（2015）年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行（平成27年1月1日）
平成28（2016）年	障害者差別解消法の施行（平成28年4月1日） 改正障害者雇用促進法の施行（平成28年4月1日） 成年後見制度利用促進法の施行（平成28年5月13日） 改正発達障害者支援法の施行（平成28年8月1日）
平成30（2018）年	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法の施行（平成30年4月1日） 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行（平成30年6月13日）
令和元（2019）年	読書バリアフリー法の施行（令和元年6月28日）
令和2（2020）年	改正障害者雇用促進法の施行（令和2年4月1日） 改正バリアフリー法の一部施行（令和2年6月19日）
令和3（2021）年	医療的ケア児支援法の施行（令和3年9月18日）
令和4（2022）年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行 （令和4年5月25日）
令和5（2023）年	障害者基本計画（第5次計画）の策定 改正障害者雇用促進法の一部施行（4月1日）
令和6（2024）年	改正障害者差別解消法の施行（4月1日） 改正障害者雇用促進法の一部施行（4月1日）

3. 国の基本計画について

(1) 障害者基本計画（第5次）の概要

国では、障害者基本法第11条に基づき「障害者基本計画（第5次）」（計画期間：令和5（2023）～令和9（2027）年度）を策定し、障がい者施策の最も基本的な計画として位置付けています。

本町は国の動向を踏まえ、障がい者施策の充実に努めます。

障害者基本計画（第5次）の概要

《基本理念》

障がいの有無にかかわらず、全ての国民が人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

《各分野に共通する横断的視点》

1. 条約の理念の尊重及び整合性の確保
2. 共生社会の実現に資する取組の推進
3. 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
4. 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
5. 障がいのある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
6. PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

《施策の円滑な推進》

1. 連携・協力の確保
2. 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

《各分野における障がい者施策の基本的な方向》

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

(2) 障害者基本計画（第5次）で追加・充実された項目や視点（概要）

■障害者基本計画(第5次)について基本的な考え方

- ◎「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標）の理念
- ◎「障害者差別解消法改正法」に関する、事業者に対する合理的配慮の提供を義務付け、行政機関相互間の連携強化、障がい者を理由とする差別を解消するための支援措置強化
- ◎社会のあらゆる場面でのアクセシビリティ向上
- ◎「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、デジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備を促進するための各種取組の推進
- ◎総合的かつ分野横断的な支援として「ヤングケアラーへの支援」の追加

■各分野における障がい者施策の基本的な方向

- ◎虐待の早期発見や防止に向けた取組
- ◎強度行動障がい者を有する者の支援に関する研修の実施の支援体制整備
- ◎どの相談窓口等でも対応されないという事案が生じない取組の推進
- ◎ソフト面、ハード面からのバリアフリー化
- ◎情報アクセシビリティの向上に向けたICT機器の利活用の推進や支援
- ◎心身の障がい等により制限を付している法令の規定（相対的欠格条項）の見直し
- ◎医療的ケア児支援センターが各種支援や研修の実施等を推進
- ◎障がい児における、こどもの意思決定支援等に配慮した必要な支援の推進
- ◎学校教育における障がいのある幼児児童生徒及び学生に対する支援の推進
- ◎公立小・中学校施設の令和7年度末までの緊急かつ集中的なバリアフリー化の整備
- ◎障がい者の文化芸術活動に対する支援、障がい者の優れた芸術作品の展示等の推進
- ◎地方公共団体における障がい者による文化芸術活動に関する計画策定の促進

4. 計画の位置付け

○ 太子町障がい者計画【6か年計画】

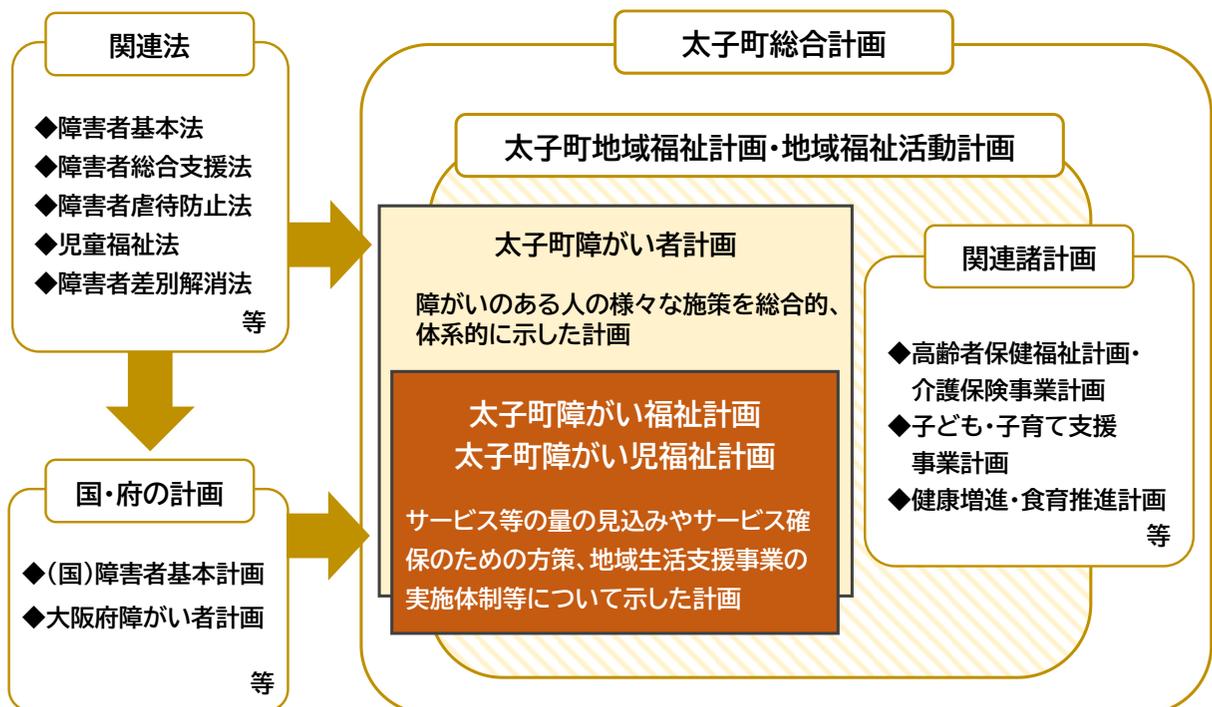
障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、障がいのある人への支援や施策全般の理念、基本的な方針等を定める計画です。

○ 太子町障がい福祉計画【3か年計画】

障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、国の基本指針に基づき本町の障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。

○ 太子町障がい児福祉計画【3か年計画】

児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施の確保を目的とする計画です。



5. 計画の期間

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
総合計画	第5次総合計画		第6次総合計画(2026～)			
地域福祉計画	第3期地域福祉計画		第4期地域福祉計画(2026～)			
障がい者計画	第4期障がい者計画					
障がい福祉計画	第7期障がい福祉計画			第8期障がい福祉計画		
障がい児福祉計画	第3期障がい児福祉計画			第4期障がい児福祉計画		
子ども・子育て 支援事業計画	第2期計画	第3期計画				
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	第9期計画			第10期計画		

6. 障がいのある人の定義

本計画では、障害者基本法第2条で定められる「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」を「障がいのある人」と定義します。

また、発達障害者支援法に規定される自閉スペクトラム症、アスペルガー症候群、その他の広汎性の発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等のいわゆる発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人、難病の人についても本計画の対象者です。

障がいのある人が地域のなかで安心して暮らし続けるため、身近な支え合いから専門的な支援まで、重層的な連携支援体制の構築が必要です。地域の住民組織、民生委員児童委員やボランティア、当事者同士やその家族等の支え合いを軸に、行政、社会福祉協議会、福祉事業者や福祉関係団体等による相談支援や障がい福祉サービスの提供、相互の機能連携による見守りの充実や、より専門的な機関へのつなぎ等、障がいのある人に関わる多様な主体が連携・協力することにより、障がいのある人の地域での暮らしを支援します。

※ 本計画においては、法律に基づく用語については「障害」と表記し、それ以外の用語については「障がい」と表記することに努めました。

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

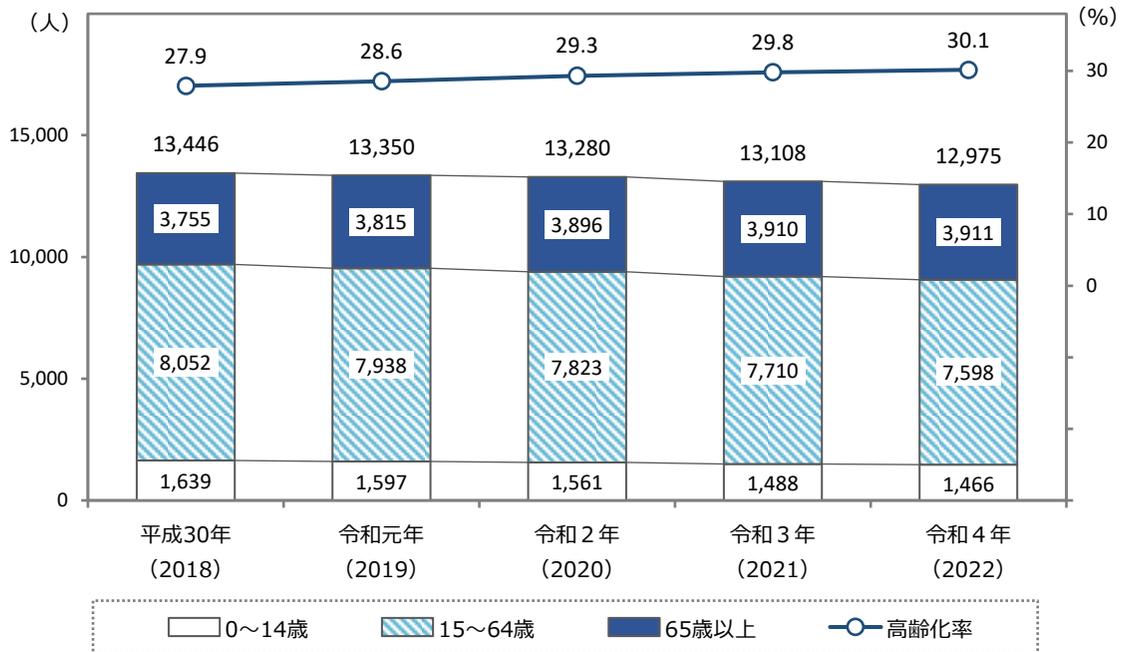
1. 人口の推移

総人口は減少で推移しています。また、0～14歳（年少人口）と15～64歳（生産年齢人口）は減少、65歳以上（老年人口）は増加で推移していることから、高齢化率は徐々に高まっています。

◆総人口、年齢3区分別人口の推移◆

単位：人

	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
0～14歳	1,639	1,597	1,561	1,488	1,466
15～64歳	8,052	7,938	7,823	7,710	7,598
65歳以上	3,755	3,815	3,896	3,910	3,911
合計（総人口）	13,446	13,350	13,280	13,108	12,975
高齢化率	27.9%	28.6%	29.3%	29.8%	30.1%



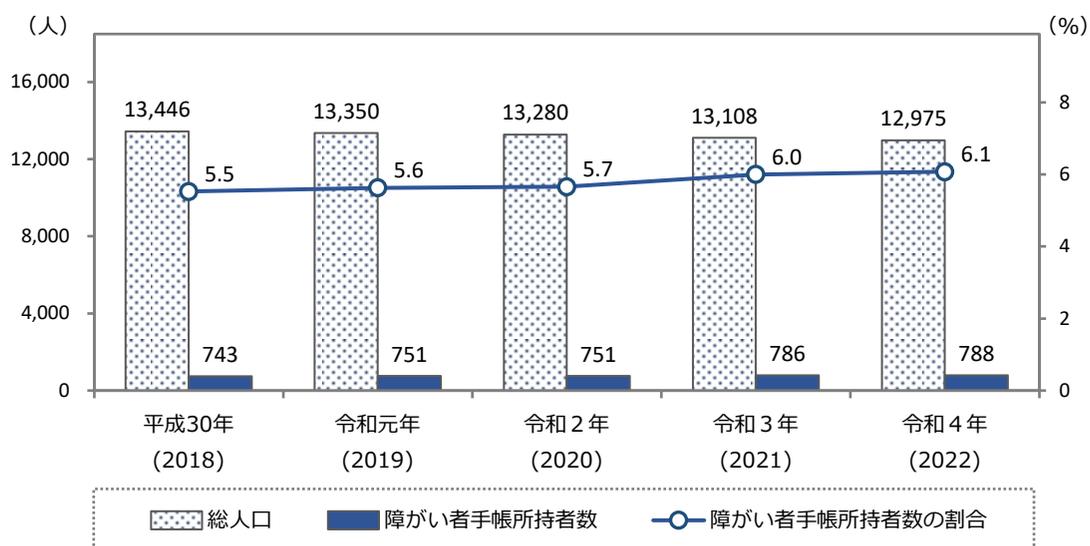
資料：太子町（各年10月1日現在）

2. 障がい者手帳所持者数の状況

各手帳数の推移について、身体障がい者手帳は減少、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳は増加で推移しています。

		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
総人口	人	13,446	13,350	13,280	13,108	12,975
身体障がい者手帳	人	527	521	514	517	500
	割合	3.9%	3.9%	3.9%	3.9%	3.9%
療育手帳	人	136	143	149	163	173
	割合	1.0%	1.1%	1.1%	1.2%	1.3%
精神障がい者保健福祉手帳	人	80	87	88	106	115
	割合	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	0.9%
3障がい合計	人	743	751	751	786	788
	割合	5.5%	5.6%	5.7%	6.0%	6.1%

◆総人口と障がい者手帳所持者数の推移◆

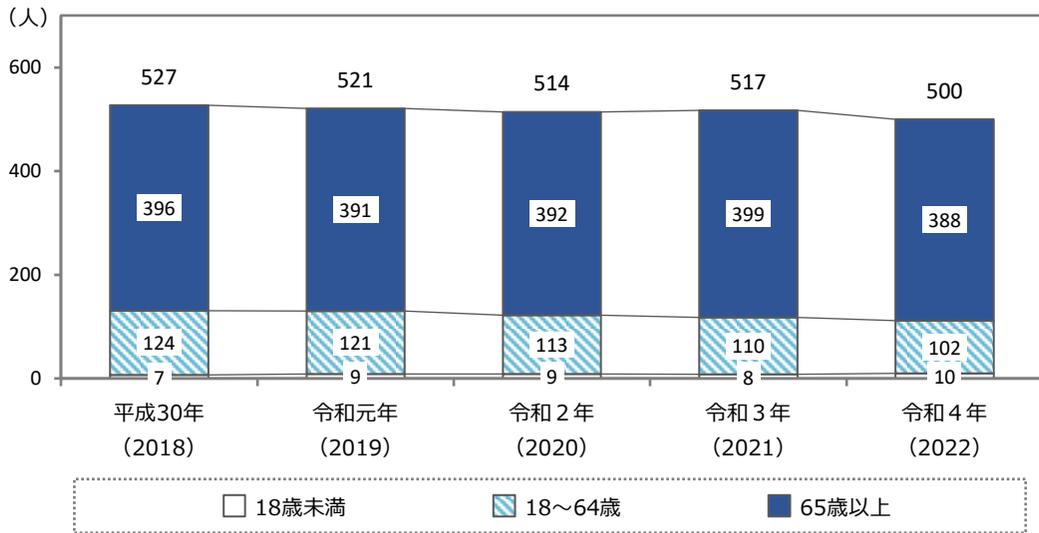


資料：太子町（各年10月1日現在）

3. 身体障がい者手帳所持者の状況

(1) 年齢階層でみる身体障がい者手帳所持者数

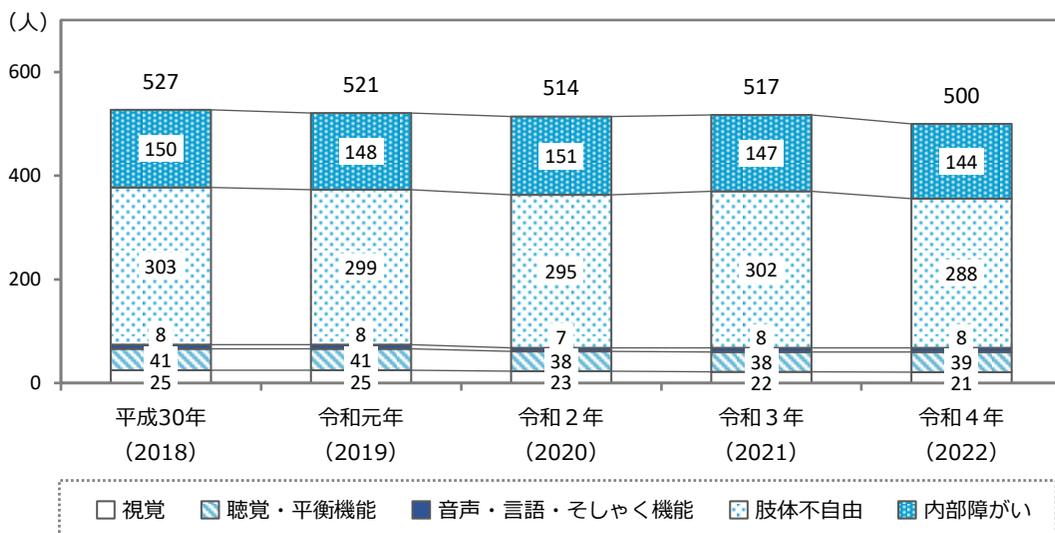
高齢者（65歳以上）が全体の約5分の4を占める一方、18歳未満はわずかとなっています。



資料：太子町（各年度10月1日現在）

(2) 障がい部位でみる身体障がい者手帳所持者数

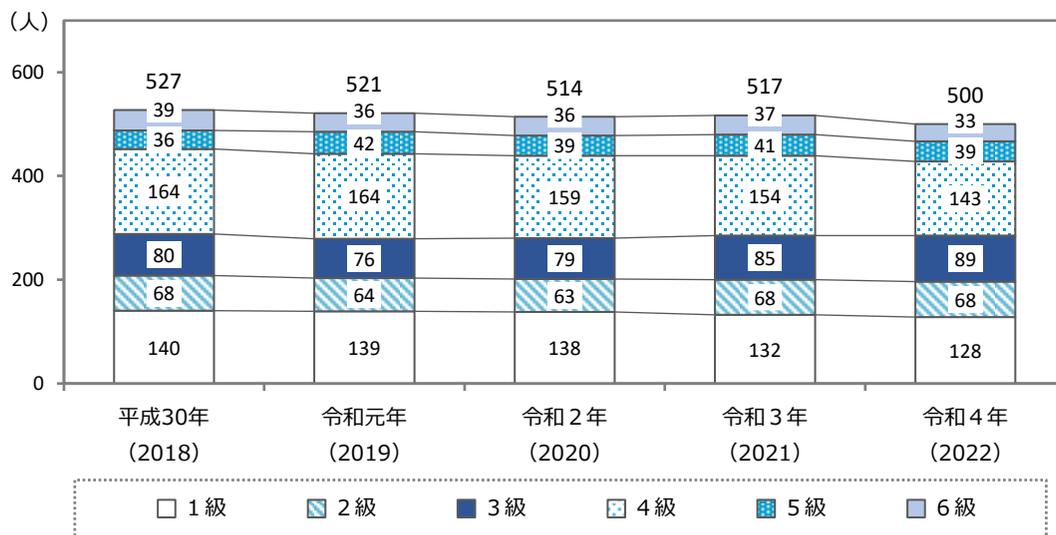
障がい部位別の推移を見ると、それぞれ横ばいまたは微減で推移しています。



資料：太子町（各年度10月1日現在）

(3) 障がい程度でみる身体障がい者手帳所持者数

障がい程度の推移を見ると、3級と5級はやや増加で推移していますが、そのほかの障がい程度は横ばいまたは微減で推移しています。

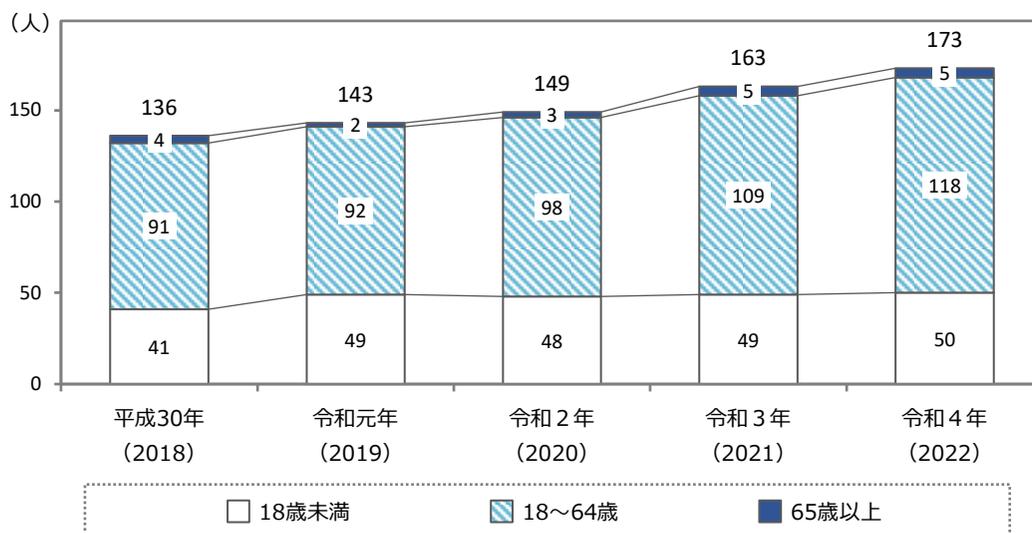


資料：太子町（各年度 10月1日現在）

4. 療育手帳所持者の状況

(1) 年齢階層でみる療育手帳所持者数

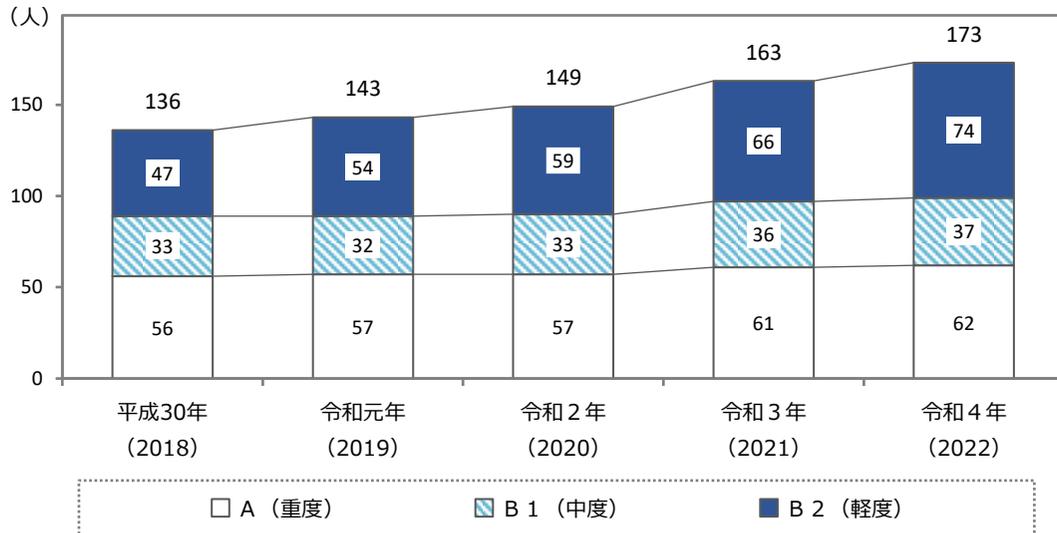
18～64歳の割合が全体の約3分の2を占めていますが、18歳未満も約3分の1を占めているため、早期発見・早期療育に努める必要があります。



資料：太子町（各年度 10月1日現在）

(2) 障がい程度でみる療育手帳所持者数

いずれの障がい程度も増加で推移しています。

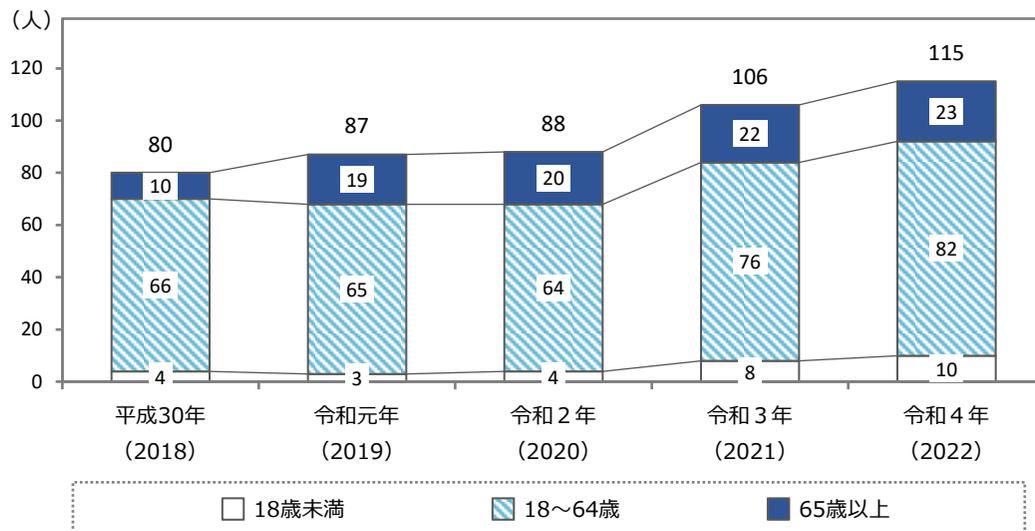


資料：太子町（各年度10月1日現在）

5. 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

(1) 年齢階層でみる精神障がい者保健福祉手帳所持者数

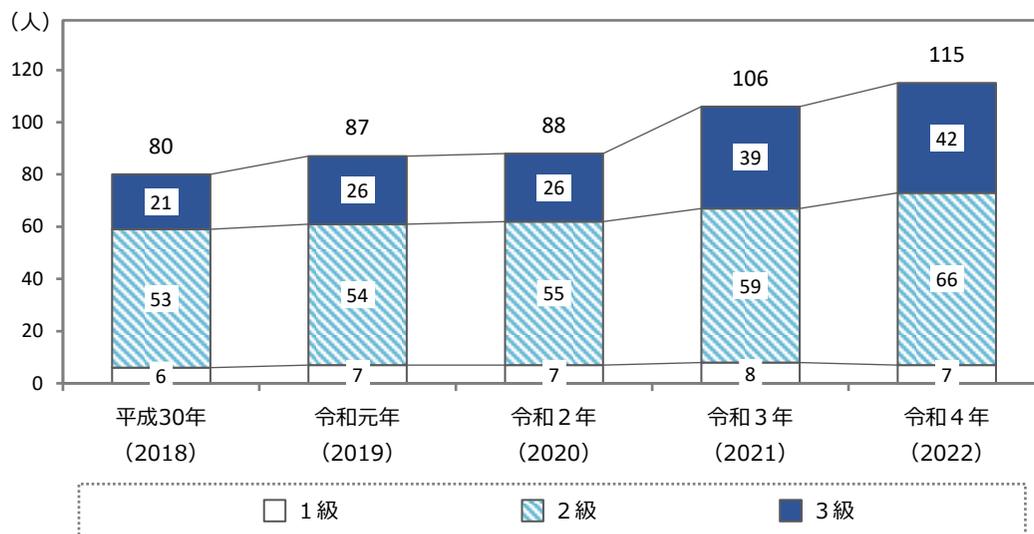
各年齢層とも増加で推移しています。



資料：太子町（各年度10月1日現在）

(2) 障がい程度でみる精神障がい者保健福祉手帳所持者数

いずれの障がい程度も増加で推移しています。



資料：太子町（各年度10月1日現在）

6. 調査結果について

本計画を策定するにあたり、障がい者手帳所持者及びその家族等に対して調査を実施しました。以下にその概要を記載します。

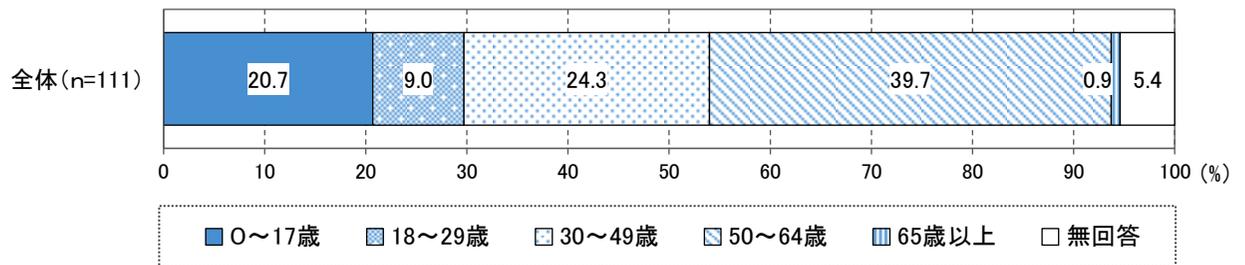
◆調査期間：令和5年7月6日～7月20日

配布方法	配布数	回収数	回収率
郵送法	300票	111票	37.0%

(1) 回答者の属性

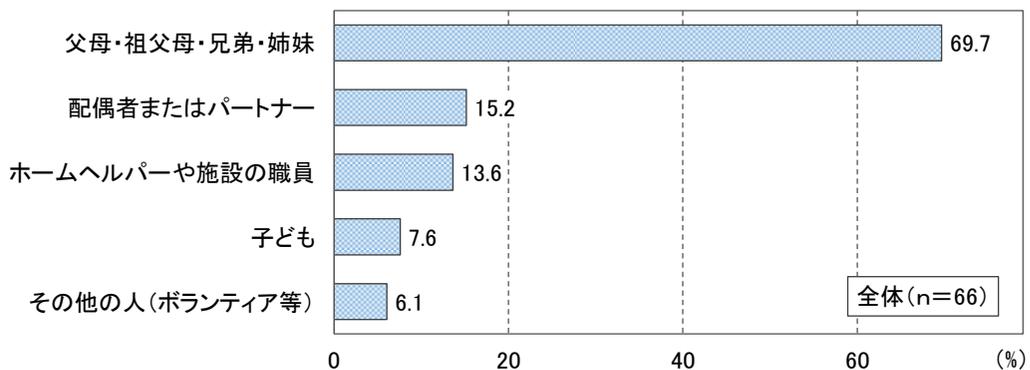
① 年齢

年齢は、「50～64歳」が39.7%と最も高く、次いで、「30～49歳」(24.3%)、「0～17歳」(20.7%)の順となっています。



② 介助者

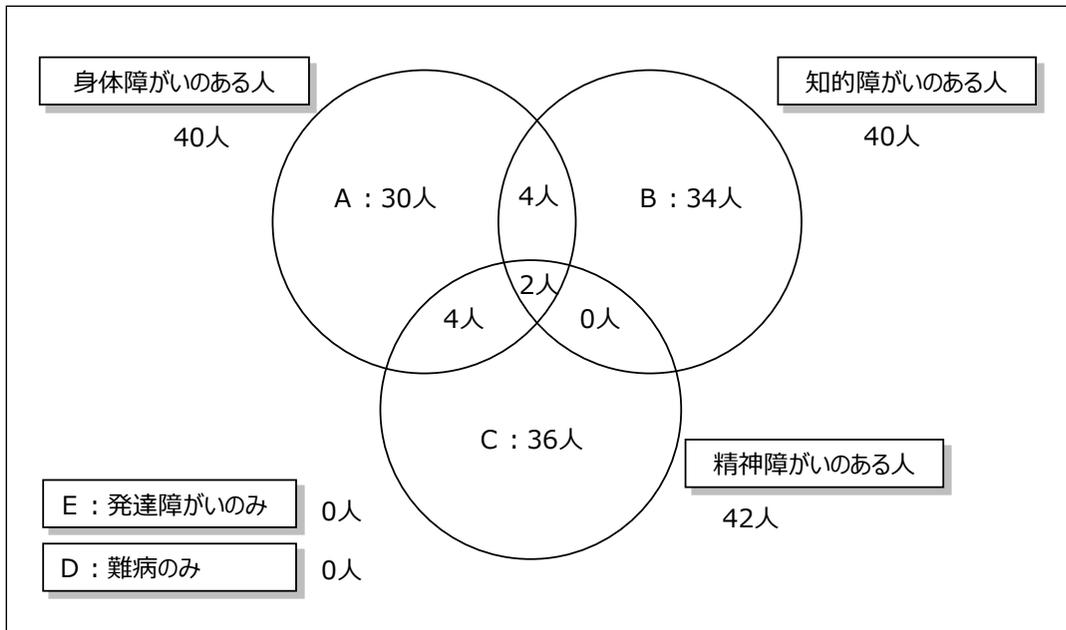
介助してくれる方は、「父母・祖父母・兄弟・姉妹」が69.7%と最も高く、次いで、「配偶者またはパートナー」(15.2%)、「ホームヘルパーや施設の職員」(13.6%)の順となっています。



(2) 障がいの状況について

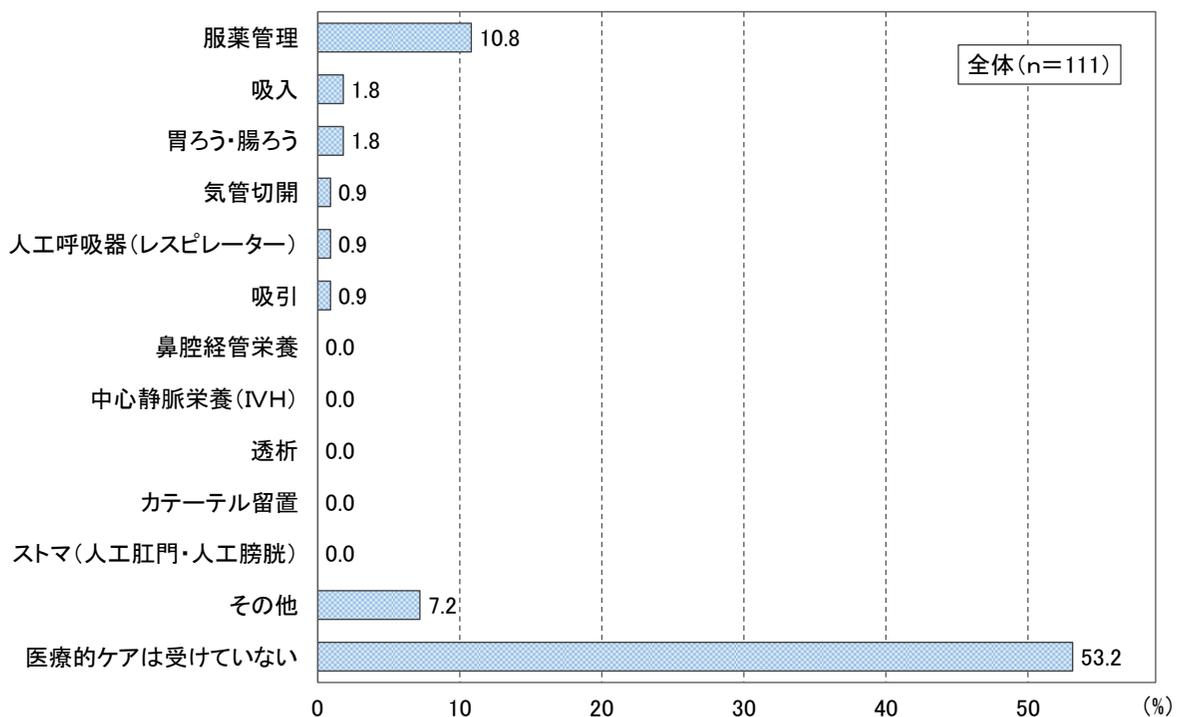
① 調査対象者のプロフィール

111人のうち、身体障がいのある人が40人、知的障がいのある人が40人、精神障がいのある人が42人、難病のみは0人、発達障がいのみは0人となっています。



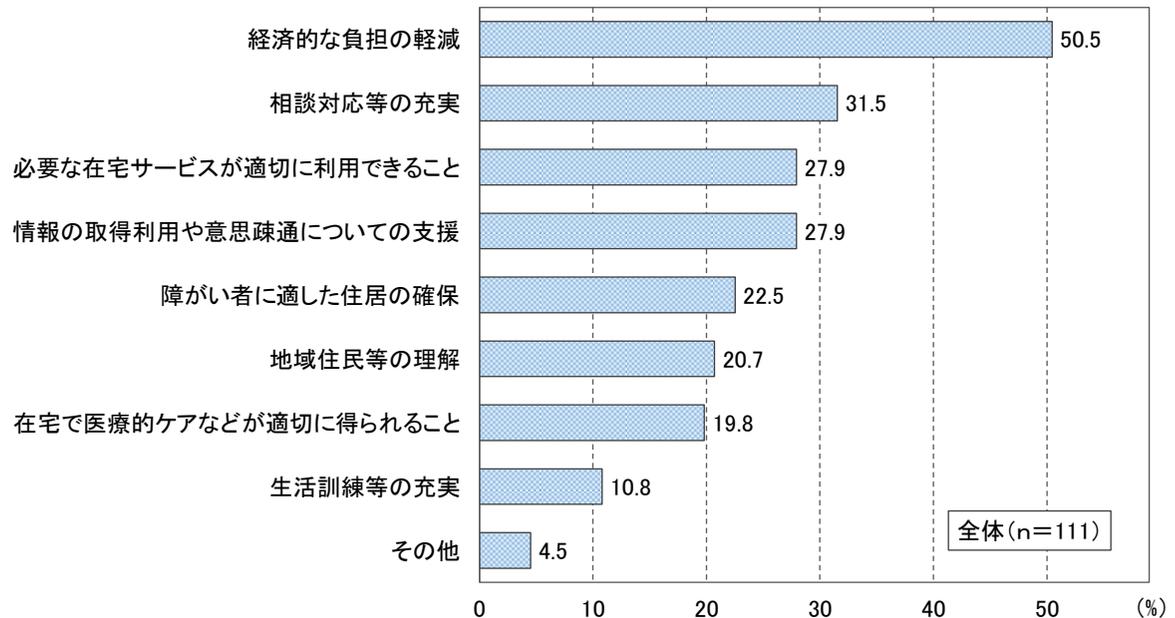
② 現在受けている医療的ケア

「医療的ケアは受けていない」が53.2%と最も高くなっていますが、現在受けている具体的な医療的ケアを見ると、「服薬管理」が10.8%と最も高く、次いで、「吸入」・「胃ろう・腸ろう」(1.8%で同率)の順となっています。



(3) 地域で生活するために必要な支援

地域で生活するために必要な支援としては、「経済的な負担の軽減」が 50.5%と最も高く、次いで、「相談対応等の充実」(31.5%)、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」・「情報の取得利用や意思疎通についての支援」(27.9%と同率)の順となっています。

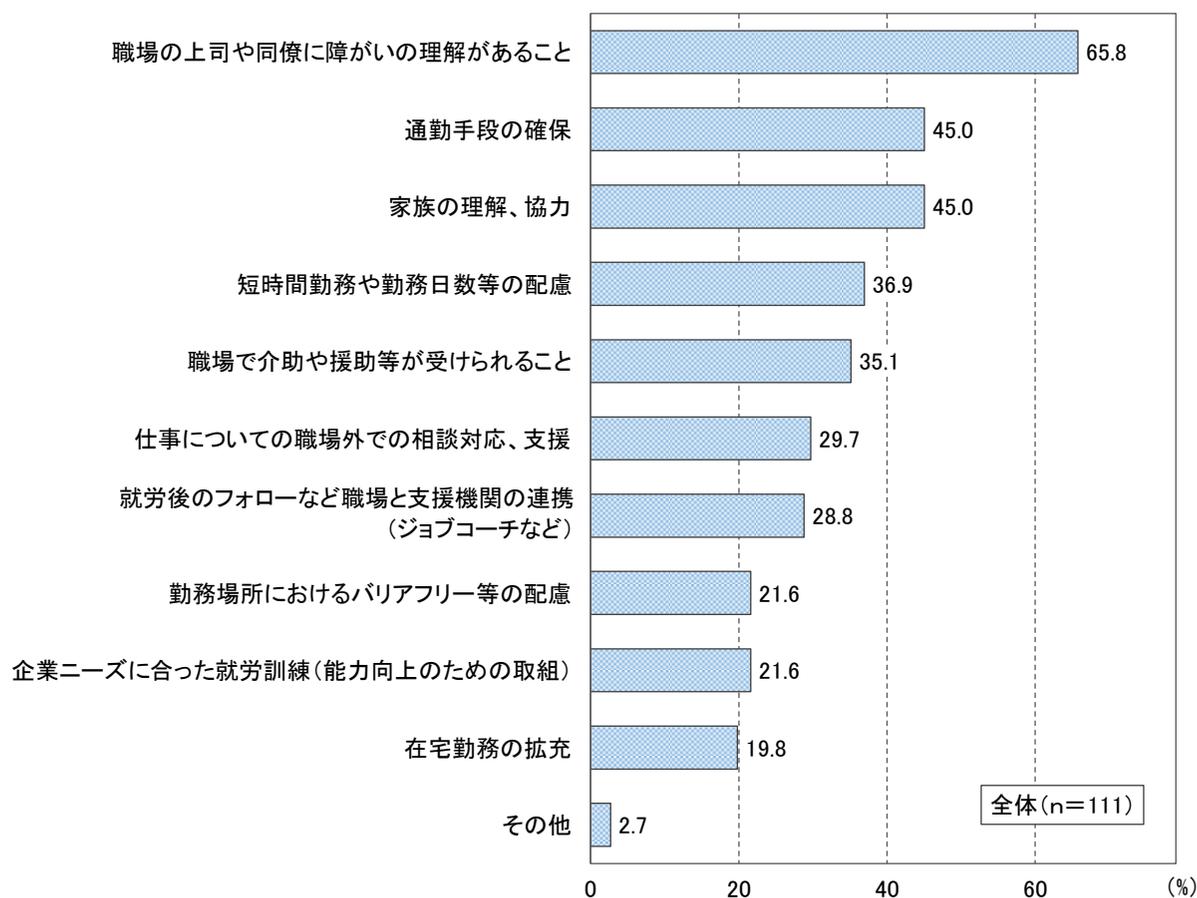


◆調査結果から見える課題

- ・地域で生活するために必要な支援について、経済的支援、相談対応の充実、在宅サービスの利用や情報取得・意思疎通支援等が挙げられています。引き続き、障がいのある人のニーズに対応できる在宅サービス提供体制の確保と相談支援、情報発信の充実、コミュニケーション支援等の充実に努める必要があります。

(4) 就労支援として必要なこと

就労支援として必要なことは、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が65.8%と最も高く、次いで、「通勤手段の確保」・「家族の理解、協力」(45.0%で同率)、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(36.9%)の順となっています。



◆調査結果から見える課題

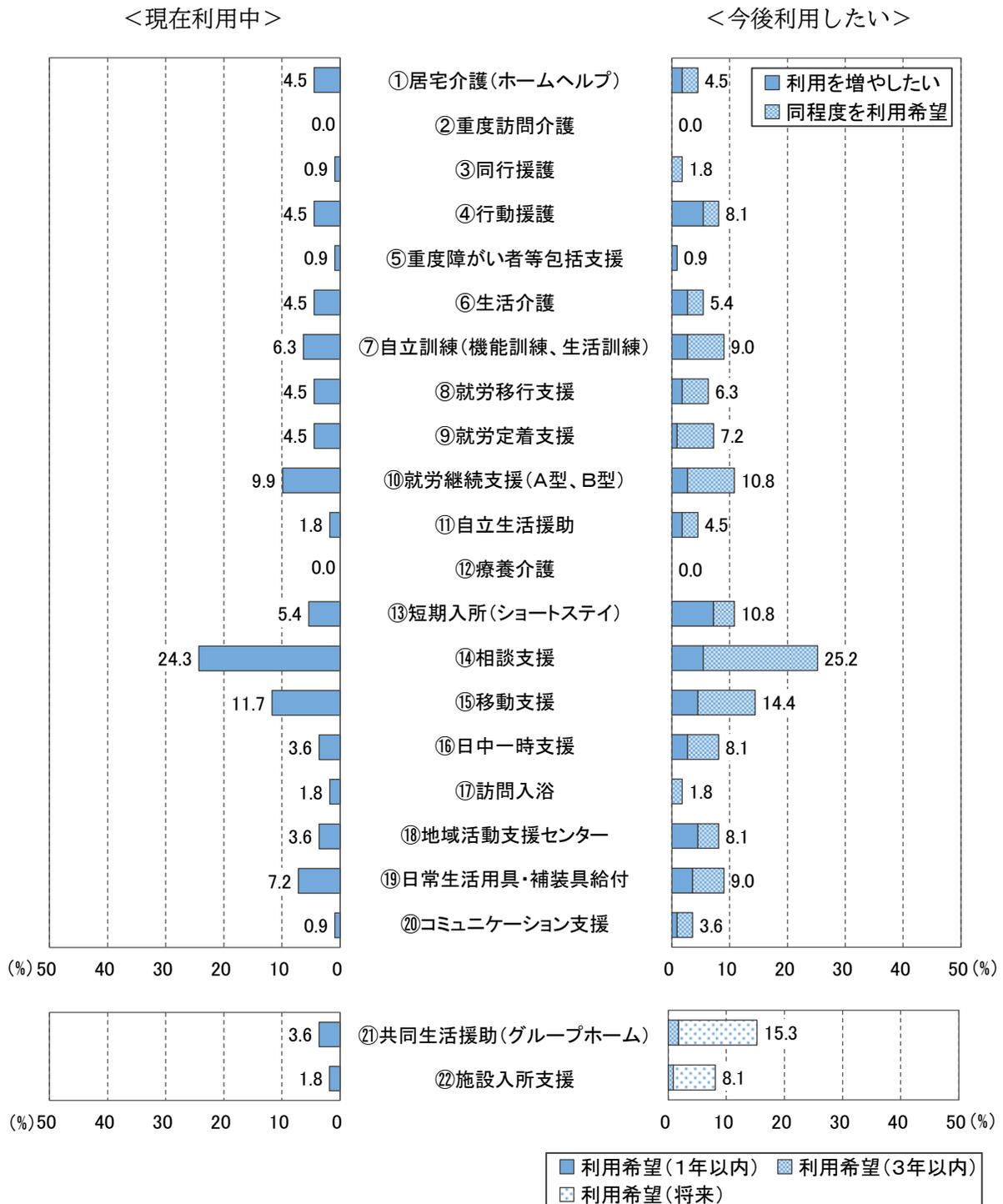
・就労支援として必要なことについて、職場の理解、通勤手段の確保、家族の理解・協力、勤務への配慮等の割合が高くなっています。障がいのある人への正しい理解と環境整備を進めることで、障がいのある人が個性と能力を生かした仕事に就けるよう、またその仕事を継続できるように努める必要があります。

(5) 障がい福祉サービス等の利用について

現在「利用中」のサービスは、『⑭相談支援』が24.3%と最も高く、次いで、『⑮移動支援』(11.7%)、『⑩就労継続支援(A型、B型)』(9.9%)の順となっています。

また、“今後利用したい”サービスは、『⑭相談支援』が25.2%と最も高く、次いで、『②共同生活援助(グループホーム)』(15.3%)、『⑮移動支援』(14.4%)の順となっています。

【全体】

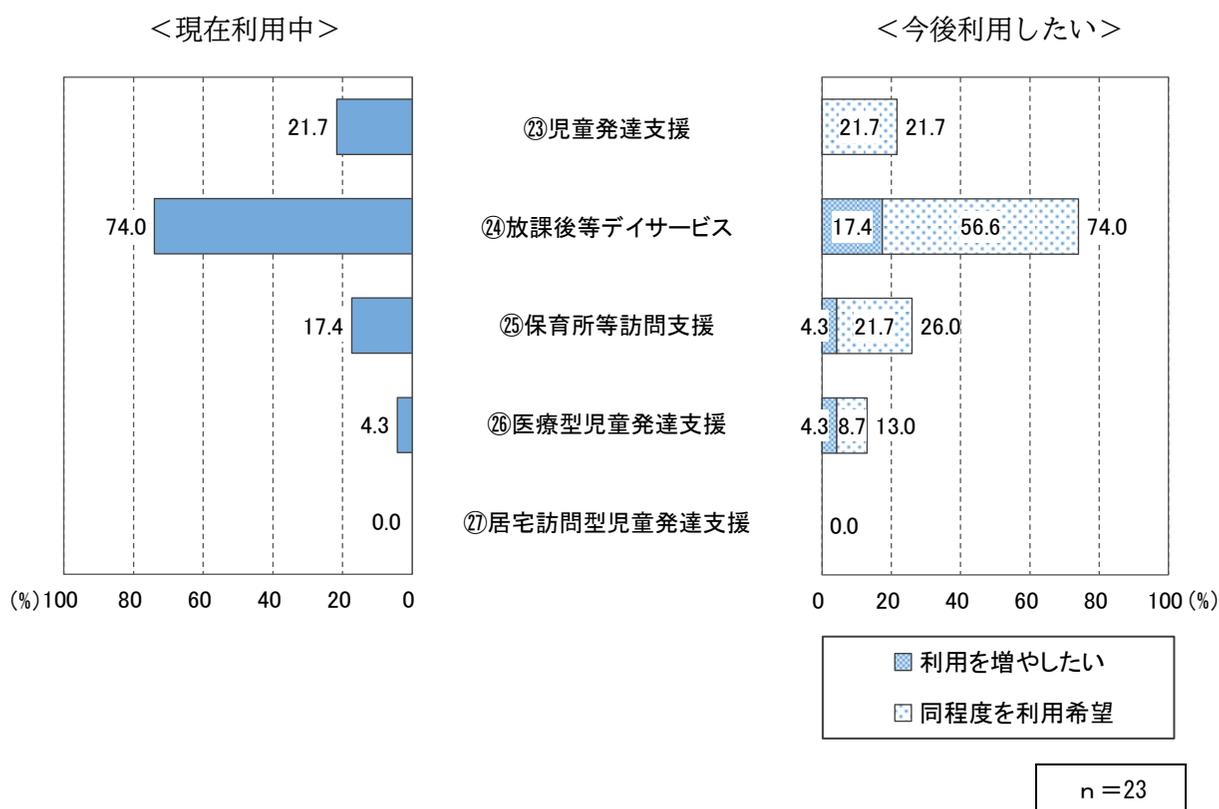


n=111

【障がい児を対象としたサービス】

現在「利用中」のサービスは、『㉔放課後等デイサービス』が74.0%と最も高く、次いで、『㉓児童発達支援』(21.7%)、『㉕保育所等訪問支援』(17.4%)の順となっています。

また、「利用を増やしたい」と「同程度を利用希望」を合わせた“今後利用したい”サービスは、『㉔放課後等デイサービス』が74.0%と最も高く、次いで、『㉕保育所等訪問支援』(26.0%)、『㉓児童発達支援』(21.7%)の順となっています。



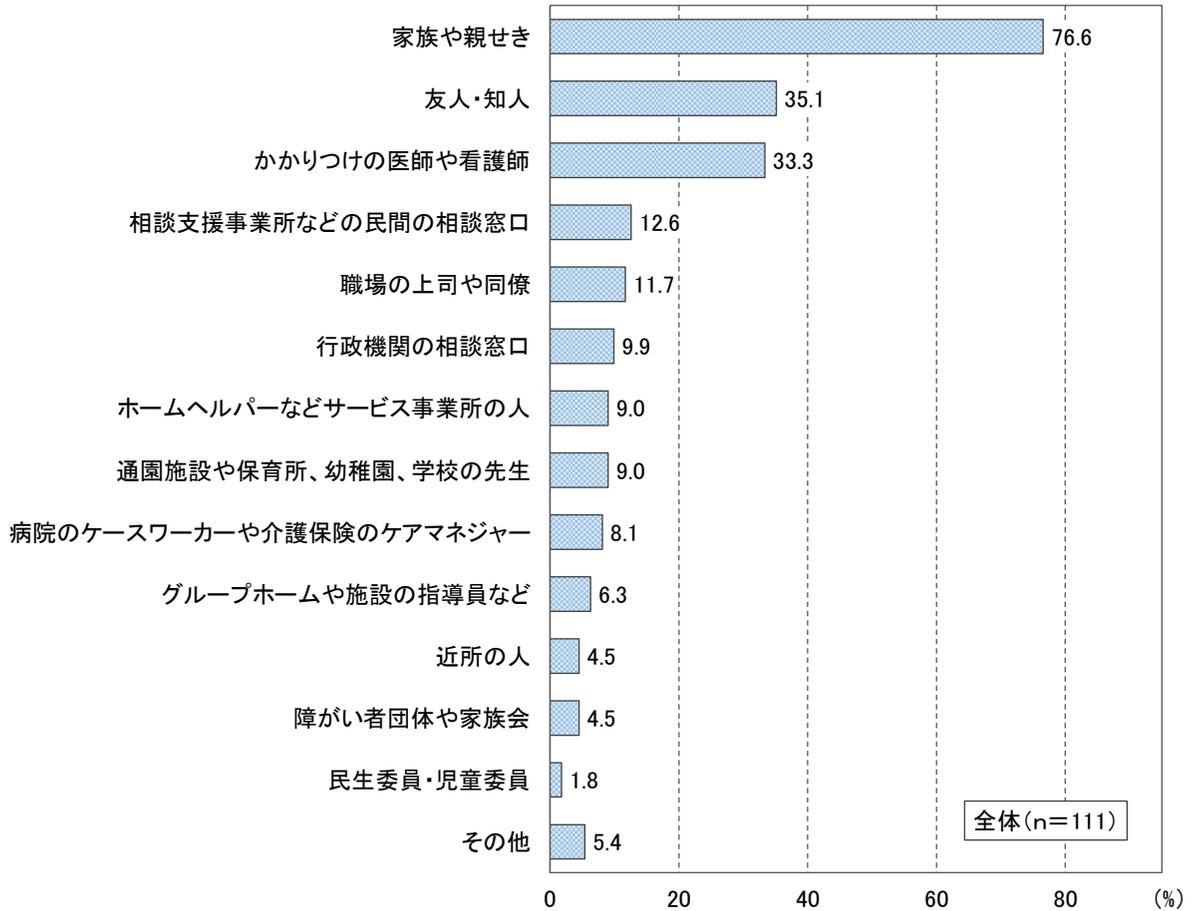
◆調査結果から見える課題

- ・現在利用しているサービスと比べて、今後利用したいサービスの割合は、サービスによっては高い割合のものが見られます。今後利用したいサービスの結果を踏まえ、障がいのある人が必要なときに必要なサービスを利用できるよう、サービス基盤の充実が求められます。

(6) 相談相手や情報の入手について

① 悩みや困ったことの相談相手

相談相手は、「家族や親せき」が76.6%と最も高く、次いで、「友人・知人」(35.1%)、「かかりつけの医師や看護師」(33.3%)の順となっています。

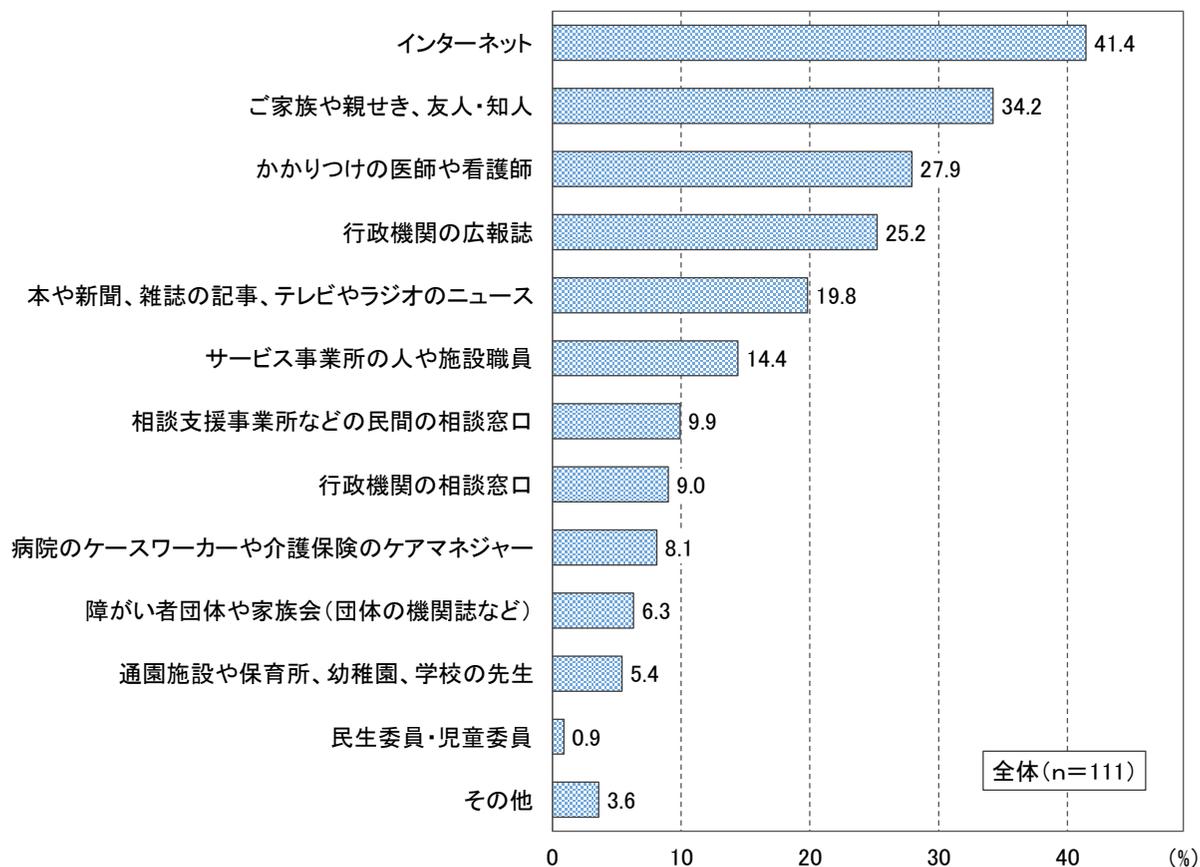


◆調査結果から見える課題

・悩みや困ったことの相談相手について、「家族や親せき」、「友人・知人」、「かかりつけの医師や看護師」の割合が高くなっています。一方、公的機関の相談窓口について「行政機関の相談窓口」が9.9%とそれほど高いとは言えないため、ニーズに対応した相談支援体制と窓口の職員の資質向上に努める必要があります。

② 障がいのことや福祉サービスなどの情報の入手先

情報の入手先は、「インターネット」が41.4%と最も高く、次いで、「ご家族や親せき、友人・知人」(34.2%)、「かかりつけの医師や看護師」(27.9%)の順となっています。



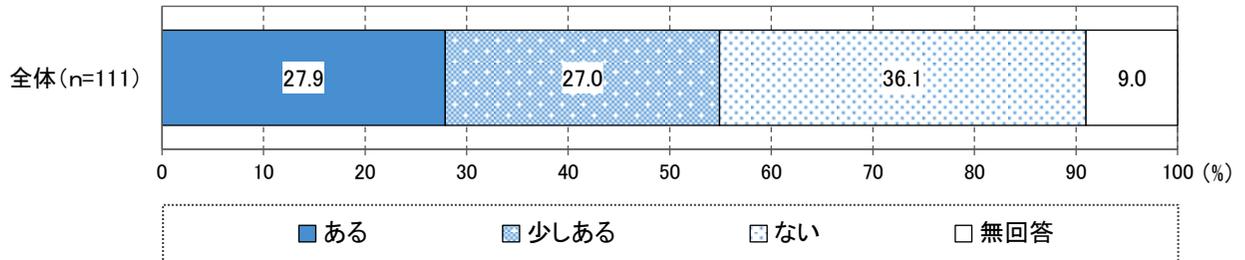
◆調査結果から見える課題

・障がいや福祉サービスなどの情報の入手先について、「インターネット」の割合が最も高くなっています。ただし、障がいのある人自身や介護者の高齢化により、パソコンやスマートフォン等による情報収集が苦手な方もおられることが推測されます。したがって、ホームページ等の充実も必要ですが、身近で手元に置いておける媒体である広報誌等の情報の充実も求められます。また、視覚障がい等の方に配慮した情報発信（音声や点字等）の充実も必要とされます。

(7) 権利擁護について

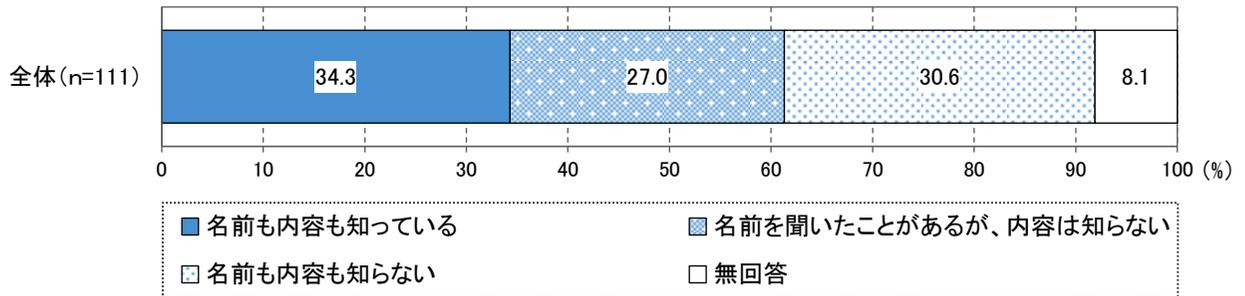
① 障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験の有無

差別や嫌な思いをした経験は、「ない」が36.1%と最も高く、次いで、「ある」(27.9%)、「少しある」(27.0%)の順となっています。



② 成年後見制度の認知度

成年後見制度について、「名前も内容も知っている」が34.3%と最も高く、次いで、「名前も内容も知らない」(30.6%)、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」(27.0%)の順となっています。



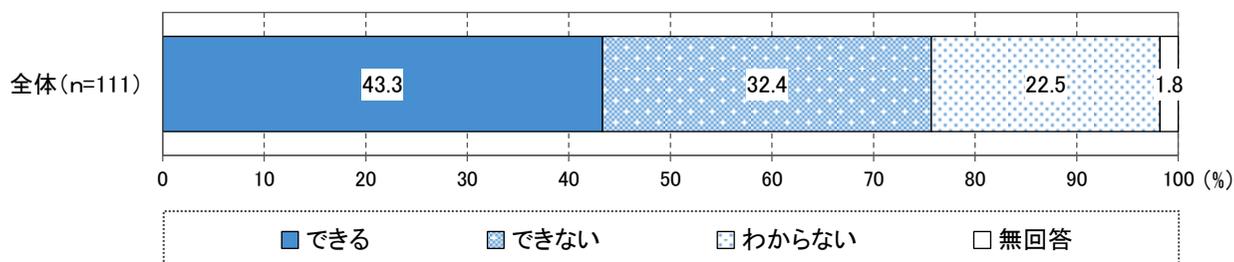
◆ 調査結果から見える課題

- ・ 差別や嫌な思いをした経験について、「ある+少しある」の割合は54.9%と半数以上の方が経験しているという結果になりました。障がいによる差別や偏見をなくすため、障がいに関する正しい理解の普及啓発に努め、住民の意識向上を図る必要があります。
- ・ 成年後見制度について、「名前も内容も知っている」の割合は34.3%にとどまっていることから、引き続き成年後見制度の周知と利用促進に努める必要があります。

(8) 災害時の避難等について

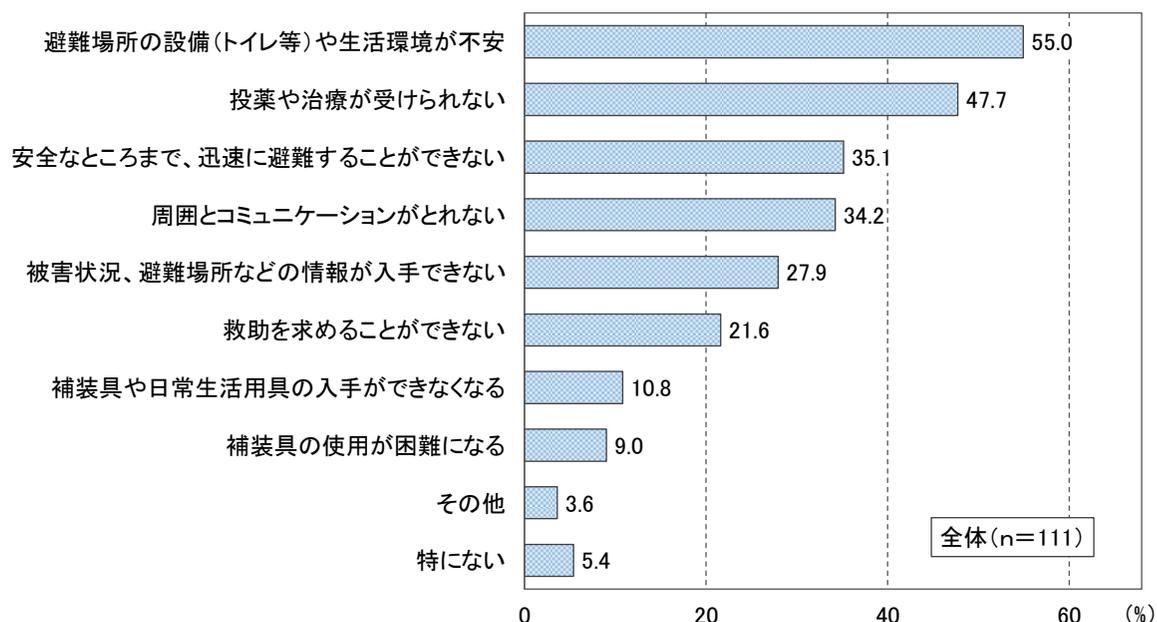
① 災害時に一人で避難できるか

災害時に一人で避難できるかについては、「できる」が43.3%と最も高く、次いで、「できない」(32.4%)、「わからない」(22.5%)の順となっています。



② 災害時に困ること

災害時に困ることは、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が55.0%と最も高く、次いで、「投薬や治療が受けられない」(47.7%)、「安全なところまで、迅速に避難することができない」(35.1%)の順となっています。



◆調査結果から見える課題

- ・災害時に一人で避難できるかについて、「できない+わからない」の割合は54.9%となっていることから、地域における支援を必要とする人の把握と情報共有、避難支援に関する個々の具体的な対応等を検討する必要があります。
- ・災害時に困ることについて、「避難場所の設備や生活環境への不安」や「投薬や治療が受けられない」、「迅速に避難できない」の割合が高くなっていることから、避難支援に加えて、福祉避難所を含む避難所の場所や体制の確保・充実に努める必要があります。2

第3章 障がい者計画

1. 基本理念

本町では、これまで前期計画の基本理念である「障がいのある人もない人も、安心して自立した暮らしを営み、さまざまな社会活動に自由に参加できる地域社会づくり」をもとに、障がいに対する理解の促進や日常生活における支援、雇用・就労、教育等、さまざまな施策・事業を展開し、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに取り組んできました。

本計画では、障がいのある人が家庭や地域で普通の生活ができる社会をつくる（ノーマライゼーション）、医学・理学的な機能回復のみならず、人間としての尊厳を回復し、生きがいを持って社会参加する（リハビリテーション）、多様な人々が対等に関わりあいながら地域で共生する（インクルージョン）の考え方のもと、障がいのある人の自己選択・自己決定や社会参加を促し、共に暮らすことができるまちの実現を目指すため、新たな基本理念により本計画を推進します。

◆本計画の基本理念◆

障がいのある人もない人も、
だれもが互いに尊重され、
思いやりに満ちたやさしい共生社会の実現

この基本理念のもと、障がいのある人が権利の主体としてその尊厳が守られ、障がいの有無にかかわらず、だれもが個性や能力を発揮し、社会の構成員として主体的に社会参加するとともに、相互に認め合い、支え合う社会の実現を目指します。

また、自立や社会参加を妨げている社会的障壁の除去・改善に向けて、合理的配慮について普及を図りながら差別のない社会を構築するとともに、行政と障がいのある人だけでなく、事業者や地域住民、各種団体等、さまざまな主体の参画により取組を進めることとします。

2. 施策推進の基本方針

(1) 地域生活を安心して営むための支援

- 障がいの有無に関わらず、誰もが支え合いながらともに生きる地域社会を築くため、地域住民とのつながりや、緊急時・災害時の対応、生活の質の向上等が求められます。そのため、地域の中で日常的に多くの人々が自然に交流できる機会を増やすとともに、相互理解を図り、共に支え合いながら生きていくという共生社会の意識の醸成に努めます。
- 生活環境や外出手段の整備、情報提供の充実、スポーツ・文化・芸術活動の推進、ボランティア活動の促進、権利擁護、経済的支援、医療体制の充実等、幅広い分野にわたる総合的な生活の質の向上を図ります。

(2) 就労支援の充実

- 障がい者雇用への理解やサポート、通手段の確保や生活面での支援体制に努めます。
- 障がいのある人の状態、特性、ニーズ等を勘案したマッチングが行えるよう、相談支援や就労支援体制の充実に努めます。
- 民間企業での理解が広がることで職場での合理的配慮につながり、就労継続や定着への支援がしやすくなる環境の醸成に努めます。

(3) 障がい特性やライフステージに応じた支援

- 乳幼児期から高齢期までの生涯にわたり、障がいのある人や家族に対するライフステージ別の適切な情報提供や相談支援体制の充実に努めます。
- いわゆる「親亡き後」を見据え、介護者が元気なうちに今あるサービスや制度について認知し、将来に備えることの大切さを周知することに取り組みます。
- 高次脳機能障がいや発達障がいのある人、医療的ケアが必要な障がいのある子どもや医療依存度の高い重症心身障がい児者、難病患者等への支援体制を、保健・医療・福祉等の関係機関が連携して充実に努めます。

3. 基本目標

基本目標1 理解と交流の促進

障がいのある人がいつまでも地域で自立しながら暮らし続けられるためには、地域で共に暮らす住民のさまざまな障がいや障がいのある人に対する理解が不可欠です。そのため、全ての住民を対象として障がいや障がいのある人への理解を深め、誰もが障がいのある人に自然に手助けすることができる「心のバリアフリー」の推進や福祉教育、ボランティアの推進等、共に支え合う地域社会の構築を推進します。

また、障がいの有無に関わらず交流できる場や、スポーツ・文化芸術に参加できる機会を提供することで、障がいのある人が社会に参画できる環境づくりを進めます。

基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

障がいのある人が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるためには、個々の障がいの特性や年齢、ライフスタイルに応じた生活支援体制を整える必要があります。

そのため、情報提供や相談支援体制の充実を図るとともに、福祉サービスの充実や誰もが住みやすい生活環境づくり、権利擁護の推進等、障がいのある人の日々の暮らしを支える基盤づくりに取り組みます。

基本目標3 雇用・就労対策の充実

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには就労が重要です。働く意欲を持つ障がいのある人が障がいの種別や特性に応じた働き方ができるよう、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労に、一般就労が困難な人には福祉的就労の場の確保及び工賃の向上に取り組み、障がいのある人の雇用・就労を促進します。

基本目標4 保健・医療体制の充実

障がいの原因となる疾病等の予防及び早期発見・早期対応に努めるとともに、出生時から高齢期まで、ライフステージに応じた必要な保健・医療サービスやリハビリテーションが受けられるよう、保健・医療・在宅ケアに携わるさまざまな関係機関と連携を図ることで、保健・医療体制の充実に取り組みます。

基本目標5 子どもの健やかな成長のための支援

障がいのある子どもとその家族等のニーズや多様な生活課題に応じた相談支援体制の強化や福祉サービス及び療育体制の充実を推進します。

また、障がいのある子どもがその年齢や個性に応じて、必要とする教育・療育等の充実を図り、子どもたちの将来を見据えた健やかな成長につながるよう取り組みます。

4. 施策体系

■ 基本理念

障がいのある人もない人も、
だれもが互いに尊重され、
思いやりに満ちたやさしい共生社会の実現

基本目標	施策項目
1 理解と交流の促進	1-1 啓発・広報活動の推進 1-2 福祉教育の推進 1-3 交流・ふれあい活動の促進 1-4 地域への社会参加の促進
2 安心して暮らせる地域づくり	2-1 相談支援体制の充実 2-2 福祉サービス等の充実 2-3 誰もが住みやすいまちづくりの推進 2-4 防災・防犯対策の充実 2-5 情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援の充実 2-6 差別の解消と虐待防止及び権利擁護の推進
3 雇用・就労対策の充実	3-1 雇用促進と就労支援の充実 3-2 福祉的就労の場の確保
4 保健・医療体制の充実	4-1 母子保健対策の推進 4-2 成人保健対策の推進 4-3 こころの健康づくりの推進 4-4 医療体制の充実
5 子どもの健やかな成長のための支援	5-1 就学前教育・療育の充実 5-2 学校教育体制の充実

5. 施策の展開

基本目標1. 理解と交流の促進

1-1 啓発・広報活動の推進

障がいのある人の多様なニーズへの対応や地域生活の継続、社会参加を促進するために、住民の障がい者福祉への関心と理解を深めることが重要となります。

そのため、障がいや障がいのある人への理解を促進する情報や活動について、広報・啓発に取り組み、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会の構築に努めます。

施策	取組
1 広報紙等の活用	○広報紙や防災行政無線（戸別受信機）等を利用し、障がいや障がい者に関する理解の促進や福祉施設、障がいのある人や障がい者団体による啓発活動を支援します。
2 人権啓発	○人権に関する啓発の中で、障がいに関する事柄について取り上げることにより、障がいのある人に対する理解促進を図ります。
3 啓発活動の実施	○12月3日～9日の「障がい者週間」、9月の「障がい者雇用支援月間」や各種イベント等を通じて、障がいのある人に対する誤解や偏見をなくすために、積極的な啓発活動を推進します。
4 展示による啓発	○地域の拠点となる福祉施設や既存の文化施設に、作業所や事業所で作られた作品の展示場所を設置し、訪れる住民が展示内容に関心をもち、障がい者を身近に感じることができる啓発に取り組みます。

1-2 福祉教育の推進

「福祉教育」は、社会の中で誰もが幸せであることを願うための教育であり、全ての人にかかわる教育であると言えます。

学校や生涯学習の場等において福祉教育の機会提供を行うことにより、町民が全ての人を尊重できる意識の醸成を図ります。

施策	取組
1 学校教育による福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校の通常学級と支援学級、支援学校等との交流を推進するとともに、体験交流を進めます。 ○学習指導要領に基づく「総合的な学習の時間」を活用し、多様な福祉教育の機会を提供し、学齢期の福祉教育の充実に努めます。 ○学校単位での自主的な福祉教育が実施されるように努めます。
2 副読本の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ノーマライゼーション理念の普及をめざした副読本を活用し、福祉教育を推進します。
3 生涯学習による福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習施設における福祉講座や体験学習、福祉施設における介助体験等、住民が生涯を通して福祉についての学習や体験を行うことができる機会の充実に努めます。
4 擬似体験の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○住民の意識啓発を図るため、障がい擬似体験や介助体験等により、障がいのある人が日頃感じている問題や気持ちを理解し、身近な問題として認識できる機会の創出に努めます。

障がいに関するさまざまなマーク①

障がい者のための国際シンボルマーク

障がいのある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。駐車場等でこのマークを見かけた場合には、障がいのある人の利用について、ご理解、ご協力をお願いいたします。



※このマークは車椅子の人に限定するものではなく、障がいのある人全てを対象としたものです。

1-3 交流・ふれあい活動の促進

障がいのある人も地域社会を構成する一人であることを認識し、地域活動に参加できるような環境づくりが大切です。そのため、障がい者団体やボランティア団体、事業所等との連携により、地域住民とふれあう機会の充実に努める必要があります。

障がいのある人と地域住民との交流の場、レクリエーション活動の充実・拡大を図るとともに、各種イベントの開催により、障がいのある人と地域住民との交流を促進します。

施策	取組
1 交流・ふれあいの場づくり	○全ての町会・自治会で障がいのある人や高齢者を対象とした「いきいきサロン」が実施されるよう啓発や支援を行い、地域住民との交流が促進されるように努めます。
2 イベントの開催	○障がいのある人の社会参加とふれあいを図るため、子どもから高齢者まで多くの地域住民が参加できるイベントを開催します。 ○町や福祉施設等が開催する行事への障がいのある人の参加を促進します。
3 障がい者施設と地域の交流	○障がい者施設が地域に開かれた存在となるように、障がい者施設において実施される行事に地域住民が参加でき、施設と地域との交流が図られるよう支援します。

1-4 地域への社会参加の促進

障がいのある人が地域で自立して生活していくためにも、地域社会に積極的に参画できる体制を築く必要があります。

そのため、障がいのある人の活動を支援するボランティア活動や住民活動を行う団体との連携を強化した取組を進める等、障がいのある人の地域活動への参加促進に努めます。

施策	取組
1 地域活動への参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人も地域活動を担う主体として参加・協働できるよう支援体制整備を進めます。 ○障がいのある人もない人も地域住民として同じように活動に取り組めるよう、地域住民に対して理解を促進します。
2 スポーツ・文化活動への参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人もスポーツ・文化・レクリエーション活動等に参加できるよう、参加しやすいスポーツ教室の開講や施設整備等を行い、多様な活動の充実に努めます。
3 小地域ネットワーク活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会（地区福祉委員会）が主体となる小地域ネットワーク活動の整備を進め、地域住民の参加と協力による「いきいきサロン」や「見守り活動」を活性化し、コミュニティづくりの推進に努めます。
4 コミュニティソーシャルワーカーの活用	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、地域の障がいのある人・高齢者・ひとり親家庭等への支援を行い、支え合いのまちづくりを進めます。
5 福祉ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会ボランティアセンターの運営を支援し、ボランティア活動を推進します。
6 福祉ボランティアの養成	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会ボランティアセンターと連携し、ボランティアの養成やスキルアップのための研修活動を支援します。
7 障がい者団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○「太子町身体障害者福祉協議会」や「太子町手をつなぐ親の会」等の活動を支援するとともに、連携を強化し、障がいのある人やその家族が地域活動への参加しやすい環境づくりに努めます。 ○障がいのある人やその家族等が、必要な情報や支援を受けられるよう、障がい者団体への加入を促進します。

基本目標2. 安心して暮らせる地域づくり

2-1 相談支援体制の充実

障がいのある人の相談について、その状態や程度、介助者や家庭を取り巻く環境等により複雑化・複層化してきており、専門性の高い対応が求められる傾向にあります。そのため、各事業所、関係機関及び庁内関係各課と連携を図りながら、身近な窓口の充実を図るとともに、専門的な支援へとつなげることができる体制づくりが必要です。

障がいのある人の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉の関係機関との連携強化による相談窓口の整備やライフステージに応じた相談支援の充実、障がいのある人が相談しやすい体制整備の充実を図ります。

施策	取組
1 拠点施設での相談体制	○基幹相談支援センター、社会福祉協議会等において相談を受け、医療機関や福祉サービス提供者等との日常的な情報交換や連携体制の充実を図るとともに、身近な相談支援体制の充実を図ります。
2 住民の協力による相談体制	○身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、民生委員児童委員や社会福祉士のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置して、きめ細かな相談体制の充実を図ります。
3 地域自立支援協議会の充実・強化	○地域自立支援協議会の機能強化と活動の充実を図り、地域移行・就労支援・権利擁護・障がい児支援等、地域のさまざまな福祉課題の解決を図るため、協議会内に専門部会を設置して解決に向けた検討を行います。
4 関係機関と連携による相談体制の充実	○複合的な課題や専門性の高い相談、アウトリーチが必要な相談については、社会福祉協議会・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）・はとほっと相談室・子ども家庭センター・医療機関・事業所等と協議・連携し、課題解決に向けて取り組みます。 ○高齢者の総合的な相談窓口として地域包括支援センターを設置しており、高齢者だけではなく、多様な相談内容に対応できるよう専門職を配置し、関係機関との連携強化に努めます。 ○65歳以下の精神障がい者・発達障がい者に対する相談を訪問にて実施し、必要なサービスにつなげるコーディネートを行います。

2-2 福祉サービス等の充実

障がいのある人や介助している家族等が日々の在宅生活を安心して過ごせるよう、障がいの程度や状態に応じたサービスの充実等に努める必要があるため、安定したサービスの提供体制の整備に取り組みます。

施策	取組
1 障がい福祉サービスの充実	○地域に暮らす障がいのある人の障がいの種別、程度、家庭介護力等の多様な状況に応じた在宅生活に関するニーズを的確に把握し、サービス事業所等の参入促進を図りながら計画的な障がい福祉サービス提供体制の整備に努めます。
2 サービスの利用計画の作成体制の充実	○指定特定相談支援・障がい児相談支援の事業所を確保し、サービス等利用計画の作成体制の充実やプラン作成率の増加に努めます。
3 家族を支えるサービスの充実	○町内にある障がい者支援施設を活用して障がいのある人の介護者のレスパイトの場として利用できるよう、短期入所や日中一時支援等のサービスの充実を図ります。
4 地域移行支援・地域定着支援の促進	○入所・入院が長期化している障がいのある人が地域生活に戻れるように、相談体制・住居の確保・サービスの体験の機会等を提供し、地域移行・定着を支援します。
5 安心できる住まいの確保	○障がいのある人が年齢や生活スタイルに応じて、地域の中で快適な生活を送ることができるよう、グループホーム等の居住の場の照会や提案を行います。

障がいに関するさまざまなマーク②

身体障がい者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



2-3 誰もが住みやすいまちづくりの推進

障がいのある人が地域で安全・安心して暮らしていくため、地域生活において外出や移動等の面で、社会参加しやすい環境づくりを進める必要があります。そのため、公共施設や歩道等について、障がいのある人をはじめ誰もが利用しやすいようバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進めます。

また、施設や設備面の改善だけでなく、心のバリアフリーが行き届くよう、広報・啓発に努めます。

施策	取組
1 福祉のまちづくりへの理解の促進	○「バリアフリー法」や「大阪府福祉のまちづくり条例」の周知を行いながら、放置自転車等の物理的バリアに対する住民の認識の向上を図り、住民自らが福祉のまちづくりを実践していけるよう理解促進に努めます。
2 公共施設等の整備	○全ての住民が安全で快適に過ごせるよう、公共施設の新築・改築時や必要に応じて、段差の解消、障がい者用トイレの設置、エレベーターの設置等、バリアフリー化に努めます。 ○公共施設の施設整備時には、障がいのある人のニーズや意見を踏まえ、障がいのある人の利用に配慮した整備を行います。
3 民間施設等の整備改善の推進	○公共性の高い民間建築物について、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、誰もが利用しやすい建築物となるよう啓発を進めます。 ○公共交通機関の施設や設備は障がいのある人にとって、社会参加の入り口となることから、公共交通事業に理解と協力を求めます。

2-4 防犯・防災対策の充実

地震や洪水等の災害に備えるため、障がいのある人が安全に避難できるよう「太子町地域防災計画」に沿った支援体制の強化や避難所の整備を進める必要があります。

また、障がいのある人をはじめ、誰も被害を受けないようにするため、防犯・消費者保護に関する情報提供や相談体制の充実を図ります。

施策	取組
1 地域単位での支援	○地域単位で障がいのある人の安全確保を図るため、民生委員児童委員及び障がい者相談員等との連携のもと、自主防災組織や消防団を主体とした、情報伝達、避難誘導、救助等ができる体制づくりを進めます。
2 障がいのある人の状況把握	○避難行動要支援者名簿の情報を関係者の間で共有し、緊急時に迅速な対応ができる体制づくりの基礎情報として活用します。
3 防災知識の普及・啓発	○障がいのある人を災害から守るための防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域や福祉施設等において、適切な防災訓練が行われるよう支援します。
4 情報連絡体制の強化	○障がいのある人自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システムや町公式 LINE 等により、障がいのある人への情報提供の充実を図ります。
5 防災施設、設備等の整備	○公共施設のバリアフリー化を推進し、障がい者に配慮した避難所、避難路等の整備に努めます。
6 災害時の人材の確保	○災害時のマンパワー確保のため、ボランティア団体との連携を図るとともに、ボランティアの受援体制の整備に努めます。
7 災害時の避難所での生活	○災害発生時の円滑かつ迅速な避難所開設を目的とし、避難所開設要員の訓練、避難所運営についての協力体制の確立、地域で行う避難所運営訓練を支援します。 ○援護を必要とし、避難所での生活が困難な高齢者や障がいのある人、主たる介護者（家族等）を受け入れる福祉避難所の確保や体制の確立に努めます。

2-5 情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援の充実

障がいのある人があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得とその利用や円滑な意思疎通が重要です。そのため、令和4年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨に沿って、障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通に関する施策を推進します。

施策	取組
1 情報提供の充実	○障がいのある人に必要な情報が必要な場面で届くよう、多様な媒体を利用した情報発信に努めます。
2 視覚障がいのある人に対する情報提供	○視覚障がいのある人に対しての音訳テープ及び点字ボランティアの養成について取り組めます。
3 聴覚障がいのある人に対する情報提供	○手話のできる職員の育成により、窓口を訪れる聴覚障がいのある人とのコミュニケーションを図れるように努めます。 ○各種イベント等に手話通訳や要約筆記等のコミュニケーション手段の確保を図るとともに、手話通訳者や要約筆記者等の育成に努めます。

障がいに関するさまざまなマーク③

聴覚障がい者標識

聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



耳マーク

聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚に障がいのある人は見た目には分からないために、社会生活上の不安が少なくありません。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮についてご協力をお願いいたします。



2-6 差別の解消と虐待防止及び権利擁護の推進

障がいの有無に関わらず誰もが暮らしやすい社会を構築するため、障がいのある人への虐待や権利擁護に関する課題解決に向けた取組を進めるとともに、障がい者への差別意識の解消や、障がい者自身の自立、就労、社会参加等への支援に取り組む必要があります。

このような障がい者の人権課題について、平成 24 年に「障害者虐待防止法」、平成 28 年に「障害者差別解消法」及び「成年後見制度利用促進法」が施行される等、障がい者への権利擁護が進められてきました。

それぞれの法の趣旨に則り、町の体制の充実や住民・町内事業者への周知・啓発に努めます。

施策	取組
1 障がい者の差別解消への取組	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいを理由とする差別に関する情報を発信し、住民の意識向上に努めます。 ○障害者差別解消法における合理的配慮の提供や障がいを理由とする差別に関する知識等に関する職員研修を実施し、全職員への差別解消に向けた意識の醸成を図ります。
2 成年後見制度の利用支援	<ul style="list-style-type: none"> ○申立てへの支援や後見人等の報酬助成により、知的障がい者・精神障がい者・認知症高齢者等のうち判断能力が低下している人の成年後見制度利用を支援します。
3 障がい者虐待防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者虐待防止センター等と連携し、虐待の防止・早期発見・早期対応を図るための体制整備を進めます。
4 選挙における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○投票所への入口の段差にスロープ設置や点字投票、代理投票等の制度について周知し、障がい者が選挙に参加する機会を保障します。

基本目標3. 雇用・就労対策の充実

3-1 雇用促進と就労支援の充実

障がいのある人が社会参加していくため就労に関する様々な支援が必要です。そのため、「障害者雇用促進法」の趣旨に基づき、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、障がい者雇用や就労継続に関する必要な取組を進めるとともに、障がい者雇用の促進についての周知・啓発に努めます。

施策	取組
1 障がい者の雇用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ハローワーク（公共職業安定所）や障害者就業・生活支援センター等と連携して障がいのある人の雇用促進を図ります。 ○雇用促進広域連絡協議会において合同就職会や説明会を開催し、障がい者の就業・生活相談を実施します。
2 就労に関する相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人の就労に伴う諸問題に対し、関係機関と連携しながら相談に応じ、障がいのある人の就労が安定するよう支援します。 ○生活面での課題に伴う離職等がないよう就労定着に関する支援を進めます。
3 町における障がい者の雇用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○町職員の採用にあたっては「障害雇用促進法」の趣旨を踏まえ、障がいのある人の雇用の促進に努めます。

3-2 福祉的就労の場の確保

各サービス事業所や関係機関と連携し、障がいのある人の多様なニーズに対応した福祉的就労機会の確保と適切なサービス提供に努めます。

施策	取組
1 福祉的就労の場や機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ハローワーク（公共職業安定所）や障害者就業・生活支援センター等と連携して障がいのある人の雇用促進を図ります。 ○雇用促進広域連絡協議会において合同就職会や説明会を開催し、障がい者の就業・生活相談を実施します。
2 「障害者優先調達推進法」に基づく優先調達の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所への町事業の積極的な委託を行い、優先調達の推進に努め、福祉的就労の場の充実や障がいのある人の雇用・就労につなげます。

基本目標4. 保健・医療体制の充実

4-1 母子保健対策の推進

乳幼児期からの適切な治療や療育のため、障がいの早期発見・早期対応が重要となります。そのため、妊娠期から出産育児に至るまで切れ目のない支援を行うとともに、健康診査や保健指導・相談事業等、早期発見と早期療育体制を充実することに努めます。

施策	取組
1 障がいの早期発見・早期対応の促進	○妊娠期から乳幼児期まで切れ目なく、健康診査や保健指導、相談事業を充実するとともに、健康診査の結果、発達・発育が経過観察となった場合は、医療機関や経過観察健診・相談、育児教室につなぎ、障がいの早期発見・早期対応に努めます。
2 相談体制の充実	○保健センターや子育て支援拠点等、身近な場所で相談できる体制を構築し、必要に応じて専門的な支援につなぎます。 ○担当保健師・助産師・管理栄養士等による訪問を行い、気軽に相談できる体制や関係性の構築に努めます。
3 関係機関の連携の強化	○こども家庭センター（令和6年度設置予定）が中心となり、支援の必要な妊婦及び障がい児に対してサポートプランを作成し、医療機関（産科、小児科等）、サービス事業所、地域ボランティア等の連携を強化し、妊娠期からの早期発見・早期対応につなげる体制を構築します。

障がいに関するさまざまなマーク④

オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。

オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解、ご協力をお願いいたします。



4-2 成人保健対策の推進

生活習慣が原因で慢性疾患から障がいにつながることもあるため、生涯を通じて自らの健康管理を行って行くことが重要です。そのため、「第4次健康太子21」（町の健康増進計画）に基づき住民が主体的に健康づくりに取り組み、健康で生きがいのある人生を過ごせるよう、町全体で個人の健康づくりを支援します。

施策	取組
1 健康づくりの推進	○生活習慣病の予防、積極的な健康増進を図るため、健康づくりの重点9分野である栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康等、それぞれの視点から、住民の健康づくりを進めるとともに、障がいのある人の健康管理、在宅ケア、生きがいづくりに関する相談・指導を行います。
2 健（検）診の受診体制の充実	○障がいの種別や特性に応じて健（検）診の受けやすい環境を整えます。
3 健診会場の整備	○重度の身体障がいの人や車いす使用者等、健診を受けることが難しい障がいのある人に対して、集団健診会場の整備及び誘導等を行います。 ○集団健診会場での受診が困難な場合は、受診できる医療機関の調整等を行い、健康管理や健康指導を実施して健康の維持・増進を図ります。
4 地域保健の推進	○子どもから高齢者や障がいのある人すべての人が参加できる健康マイレージ事業を活用し、住民が自らの健康状況を把握し、健康の保持と向上を考える健康な地域づくりを推進します。
5 家族への健康意識の啓発	○障がいのある人やその家族に対し、健康相談や栄養指導を行い、生活習慣に起因する二次障がいの発生予防に取り組みます。

4-3 こころの健康づくりの推進

ストレスや様々な要因により、こころの健康に関する問題が生じています。こころの健康から起こる精神疾患は、早期発見・早期治療が重要であることから、適切な医療機関へのつながりや精神疾患への理解等、相談支援体制の充実やメンタルヘルスに関する理解と普及・啓発に取り組めます。

施策	取組
1 こころの健康づくりの啓発の充実	○保健センターや保健所等の関係機関と連携し、こころの病やこころの健康、精神保健福祉に関する啓発を行います。
2 精神障がい者への相談体制の充実	○保健センターや保健所・相談支援事業所等の関係機関と連携し、こころの健康や精神保健福祉に関する相談体制の充実に努めます。
3 こころの健康相談の実施	○悩みを抱えている人やこころの病を抱えている人の相談「こころほぐしの会」を年6回に実施します。
4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	○精神障がいのある人が地域で安心して暮らせるために、医療、保健、福祉の連携を強化し、地域で互いに支え合う環境づくりを推進します。

4-4 医療体制の充実

障がいを軽減し、障がいのある人の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たします。そのため、在宅でも医療やリハビリテーションが切れ目なく受けられるよう、医師会や医療機関等と連携を図りながら、医療やリハビリテーション体制の充実に努めます。

施策	取組
1 地域医療体制の充実	○住民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の医療・介護サービス資源を掲載した資料に基づき、かかりつけ医の啓発・周知に努めます。
2 医療サービスの充実	○障がいのある人が必要とする一般医療や救急医療、歯科診療を安心して受けられるよう医療サービスの充実に努め、往診・訪問治療・訪問看護等の在宅医療を受けやすい体制づくりを進めます。
3 地域におけるリハビリテーション体制の充実	○障がいのある人や難病患者等が、機能の維持や機能障がいの軽減を図る上で、リハビリテーションが継続して受けられる体制の充実に努めます。
4 障がい児（者）歯科診療等の充実	○一般の歯科診療所では治療困難な障がいのある人の歯科診療を確保するため、南河内圏域障がい者（児）歯科診療によるサービスの継続及び訪問診療等、歯科医師会との連携を図ります。

基本目標5. 子どもの健やかな成長のための支援

5-1 就学前教育・療育の充実

支援が必要な子どもの就学前教育・療育にあたっては、医療、保健、福祉、教育等の関係機関と連携し、切れ目のない支援を行う体制を整えることが必要です。そのため、早期発見・早期療育の体制を整えるとともに、その子どもの家族等と関係性を構築しながら、子どもの成長に応じて適切な支援を受けられる体制の充実を図ります。

施策	取組
1 障がいの早期発見・早期療育の充実	○町の健診や発達支援事業等を利用し、早期発見・早期療育に努めます。
2 療育支援体制の充実	○障がいのある子どもの健全な社会性の発達を促進するため、支援学校の幼稚部への就学相談を行います。 ○保育人材の確保や職員の資質の向上、環境整備等を促進し、幼稚園、保育所、認定こども園における障がいのある子どもの受け入れ体制整備に努めます。
3 療育相談体制の充実	○障がいのある子ども一人ひとりの特性に応じた適切な療育・教育・保育に向け、成長の各段階で適切な相談支援体制の充実に努めます。
4 重症心身障がい児の療育機会の確保	○保健所との連携を図りながら在宅の重症心身障がい児に対し、日常生活動作、運動機能等についての訓練、指導等、必要な療育の機会の確保を図ります。
5 関係機関との連携	○個々の子どもにあった就学前教育・保育に取り組むため、臨床心理士等が幼稚園、保育所、認定こども園を訪問して職員へのアドバイス等を行うことにより、適切な成長、発育が図られるよう支援します。
6 切れ目のない支援体制の推進	○小学校等への進学時に本人及び保護者の意向を尊重できるよう、サポートブック「ともに」を活用した支援を行います。

5-2 学校教育体制の充実

障がいのある子どもの可能性を最大限に伸ばして自己実現をめざすため、学校教育体制を充実していく必要があります。そのため、個別の指導計画に基づいた特別支援教育の充実や、本人や保護者のニーズ、障がいの状況に応じた就学相談に取り組むとともに、障がいの有無にかかわらず「ともに学び、ともに育つ」教育により、子ども同士が互いに理解して支え合う教育を進めます。

施策	取組
1 障がい児教育の充実	○障がいのある子どもが、障がいの状況に応じた適切な教育を受け、その可能性を十分に伸ばすことができるよう、関係機関との連携を図り、組織的・計画的な支援体制の充実に努めます。
2 就学相談・指導体制の充実	○障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じた支援体制の充実に努め、本人及び保護者の意向を尊重した、適切な就学相談・指導体制の充実を図ります。
3 介助員の配置	○障がいのある子どものために、校内の移動、排せつ、食事等の援助を行う介助員を配置します。
4 放課後・休日活動の支援	○障がいのある子どもが、放課後児童会において、ともに成長できる場となるよう、人材の確保や質の向上等の環境づくりに努めます。 ○放課後や休日における地域活動への参加促進を図ります。

第4章 国の「基本指針」とサービス体系

1. 国の「基本指針」

国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）は、障害者総合支援法第87条第1項および児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制および自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されます。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、国が示す基本指針に即して市町村および都道府県が作成すると規定されているため、本町では令和5（2023）年に改正された基本指針に沿って策定することとします。

■「基本指針」の主な改正概要（厚生労働省通知：令和5年5月19日）

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障がい者等への支援など、地域のニーズへの対応
- ・強度行動障がいを有する障がい者等への支援体制の充実
- ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
- ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性
- ・都道府県は、医療計画との整合性に留意した計画の策定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定
- ・就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定
- ・一般就労中の就労系障がい福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- ・地域での障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・市町村における重層的な障がい児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
- ・地域におけるインクルージョンの推進
- ・都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保等について成果目標に設定
- ・都道府県の医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定
- ・地方公共団体の医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定

- ・障がい児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定

⑤発達障がい者等支援の一層の充実

- ・市町村におけるペアレントトレーニング等、家族に対する支援体制の充実
- ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進
- ・強度行動障がいやひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進

⑥地域における相談支援体制の充実・強化

- ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
- ・地域づくりに向けた協議会の活性化

⑦障がい者等に対する虐待の防止

- ・障がい福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

⑧地域共生社会の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進

⑨障がい福祉サービスの質の確保

- ・障がい福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
- ・都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施

⑩障がい福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定

- ・障がい福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

⑫障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障がい福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

2. 町の取り組みの方向性

国の基本指針及び大阪府の考え方に基づいて、町は成果目標並びに障がい福祉サービス等の見込みと確保策を定めるとともに、次の項目についても関係部局及び関係機関と連携し、適切なサービスの提供等につながるよう努めることとします。

■ サービス提供体制の確保に関する基本的事項

① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

- ・ 障がいのある人の自らの意思決定が尊重されるよう、関係機関と連携を取りながら、意思決定を支援するとともに、障がい福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

② 身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

- ・ 発達障がい者や高次脳機能障がい者が障害者総合支援法の給付対象であることを周知し、難病患者等も含め、身近な地域で一元化した障がい福祉サービスを活用できるよう、大阪府および関係機関と連携して、障がい福祉サービスの充実に努めます。

③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題への対応

- ・ 障がいのある人の施設入所等からの地域生活への移行が可能となる障がい福祉サービス等の支援や卒業・就職等の生活環境の変化を見据えた相談支援の充実に努めます。
- ・ 本町では圏域で地域生活支援拠点を1か所設置しており、その機能強化と基幹相談支援センターとの効果的な連携の確保に努めます。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

- ・ 地域共生社会の実現に向けて、本町の地域福祉計画の実施や重層的支援体制整備事業を活用し、包括的支援体制の構築を推進します。
- ・ 地域の福祉課題や相談等を受け止め、関係機関と連携しての相談支援、障がい者等に対する就労及び居住の支援、コーディネーター機能や居場所の確保等の支援に努めます。

⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

- ・ 障がい児通所支援等の充実・均てん化、障がい児のライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援体制の構築とともに地域社会への参加やインクルージョンの推進に努めます。また、医療的ケア児に対する包括的な支援体制の構築に努めます。

⑥障がい福祉人材の確保・定着

- ・専門性を高めるための研修の実施や多職種間の連携の推進等の情報提供に努めます。また、障がい福祉現場におけるハラスメント対策や事務負担の軽減や業務の効率化に向けてICT等を活用した取り組みに対しての支援に努めます。

⑦障がい者の社会参加を支える取組

- ・合理的配慮の提供と環境整備に留意しながら、町のイベント等も活用した多様な活動に参加する機会の確保に努めます。また、関係部局と連携し、視覚障がい者等の読書環境に関する配慮に努めます。

■障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

①訪問系サービス・日中活動系サービス

- ・訪問系サービス及び日中活動系サービスについては、今後も利用意向を満たせるようサービスの提供の維持及び充実に努めます。

②居住系サービス

- ・共同生活援助（グループホーム）及び自立生活援助等について、障がいのある人のニーズを把握するとともに、今後の利用意向を満たせるよう、関係機関と連携を取りながらサービス提供体制の充実及び整備に努めます。
- ・自立支援協議会や関係機関等と連携して地域移行に向けた支援に努めます。

③強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がいのある人に対する支援体制

- ・強度行動障がいのある人等の支援体制については、ニーズの実情やサービス等について調査及び把握し、支援体制の整備に努めます。

■相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

①相談支援体制の充実・強化

- ・相談支援事業者と保健、医療、福祉サービス等の関係機関との連携の強化に努めます。
- ・すでに他町村とともに基幹相談支援センターを設置済みです。引き続き、地域の相談支援体制の強化を図り、その体制の維持・充実に努めます。
- ・相談支援を行う人材育成、別事例における専門的な指導・助言の実施に努めます。
- ・計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援、基幹相談支援センター等の地域における相談支援体制の検証等を行い、総合的な相談支援体制の再構築に努めます。
- ・精神障がいのある人が地域で安心して暮らせるために、医療、保健、福祉の連携を強化し、地域で互いに支え合う環境づくりの推進に努めます。

②地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

- ・精神障がい者が自立した生活を営むことができるよう支援に努めます。

③発達障がい者等に対する支援

- ・発達障がいのある人やその家族等に対する支援に努めます。

④協議会の活性化

- ・地域自立支援協議会や関係機関等と連携して地域移行に向けた支援並びに、障がい福祉サービスの提供体制の整備に努めます。

■障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

①地域支援体制の構築

- ・本町では圏域で児童発達支援センターを1か所設置しており、地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関と位置づけ、その機能の充実に努めます。
- ・母子保健、子育て支援、教育に関する関係機関等と必要に応じて連携し対応してまいります。
- ・障がい児入所施設に入所している児童の18歳以降の支援について、関係機関と連携のもと行ってきましたが、今後は協議体制の整備を目指し関係機関と連携を深めていきます。
- ・町のイベント等を活用し、障がい児入所施設と地域が交流の機会を持てるよう努めます。
- ・障がい児通所支援における支援の質の向上と支援内容の適正化に努めます。

②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

- ・乳幼児健診等の活用による障がいの早期発見とその後の支援へつなげていることから、今後も引き続き母子保健施策との連携を図ります。
- ・乳幼児健診等において新生児難聴児等を早期発見するとともに関係機関等と連携し、適切な支援につなげます。

③地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

- ・地域におけるインクルージョンの中核機関としての児童発達支援センターをはじめとする障がい児通所支援事業所等が、保育所等の育ちの場で連携・協力し支援を行う体制の構築に努めます。

④特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

- ・関係機関と連携し、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対する支援体制の整備に努めます。

- ・障がい児の短期入所の実施体制の整備に努め、重症心身障がい児及び医療的ケア児について、家庭環境を踏まえた支援や家庭のニーズの把握、短期入所の役割あり方の検討に努めます。
- ・医療的ケア児の発達段階に応じた支援について、乳幼児健診等も活用しながら支援に努めます。
- ・医療的ケア児の育ちや暮らしの支援に向けた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の多職種との協働、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた支援、医療的ケア児支援の協議の場を活用した総合的かつ包括的な支援体制の構築や社会資源の開発・改善に努めます。
- ・虐待を受けた障がい児に対するきめ細やかな支援に努めます。

⑤障がい児相談支援の提供体制の確保

- ・障がいの疑いのある段階から、障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援の実施に努めます。
- ・障がい児相談支援の質の確保・向上及び発達支援の入口としての相談機能をもつ児童発達支援センターの役割を踏まえた相談支援の提供体制の構築に努めます。

■その他（計画の円滑な実施を確保するために必要な事項）

①障がい者等に対する虐待の防止

- ・関係機関と連携し、虐待通報時の速やかな安全確認や事実確認と終結に至るまでの適切な対応に努めます。
- ・障がい福祉サービス事業所、障がい児通所事業所及び相談支援事業所と連携し、虐待と疑われる事案を発見した場合、速やかな通報を求めます。
- ・障がい者虐待防止センターが中心となり、虐待の防止・早期発見・早期対応を図るための体制整備を進めるとともに、児童相談所、学校、警察等で構成される要保護児童対策地域協議会や関係機関の活用を図ります。
- ・虐待に対する様々な検証を行うことで再発防止に取り組みます。
- ・メールやSNSでの相談、夜間・土日祝日等閉庁時間の対応、相談・通報体制の充実に努めます。
- ・虐待防止及び成年後見制度の利用促進等、権利擁護に関する研修の参加・実施に努めます。

②意思決定支援の促進

- ・関係機関と連携を取りながら、障がい福祉サービスの利用に際し、可能な限り障がいのある人の自らの意思決定が尊重されるよう努めます。

③障がい者の文化芸術活動による社会参加等の促進

- ・障がい者の文化芸術活動に参加する機会の確保や情報収集・発信等、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律の趣旨に即した支援を行うよう努めます。

④障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障がい特性に配慮した意思疎通支援のニーズを把握し、ニーズに対応した支援に必要な意思疎通支援者の養成・派遣を実施するための体制づくりや、ICT機器等の利活用等につながるよう努めます。

⑤障がいを理由とする差別の解消の推進

- ・障がいを理由とする差別の解消に向けて、情報発信や相談体制の整備を進めるとともに、障害者差別解消法における合理的配慮に向けた取組に努めます。

⑥障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

- ・障がい福祉サービス事業所等における利用者の安全確保のため、防災・防犯対策や感染症対策の取組を支援するよう努めます。また、研修等の情報提供や職場環境の改善に関する取組を支援するよう努めます。

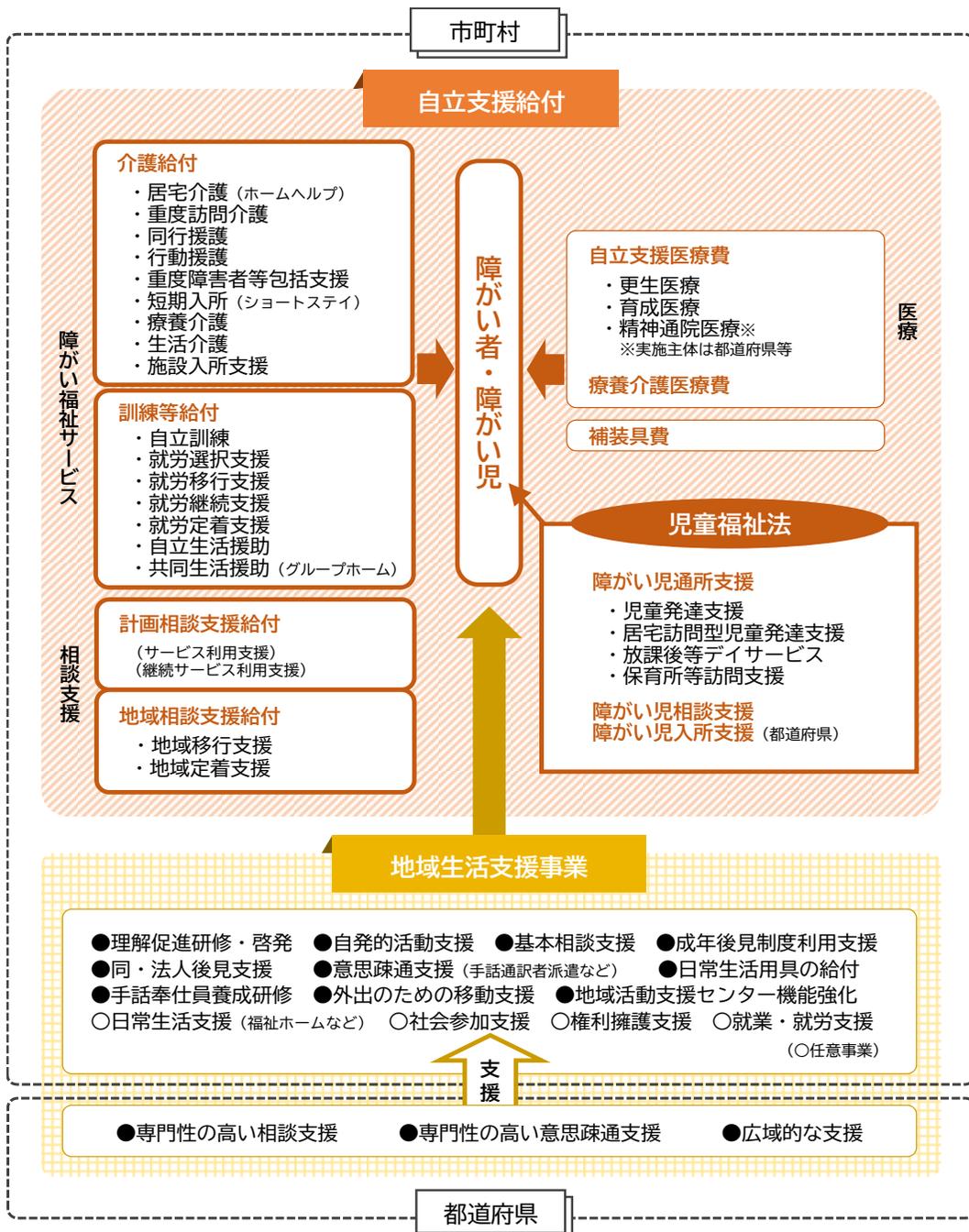
⑦ユニバーサルデザインの推進

- ・障がいのある人が地域で安全・安心して暮らしていくため、地域生活において外出や移動等の面で、社会参加しやすい環境づくりを進める必要があります。そのため、公共施設や歩道等について、障がいのある人をはじめ誰もが利用しやすいようバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進に努めます。

3. 障がい福祉サービス等の体系

「障がい福祉サービス等」は、障がいのある人のそれぞれの障がい程度や社会活動、介護者、居住等の状況等を踏まえて個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大きく分けられています。「障がい福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ利用の際のプロセスが異なります。

■障がい福祉サービス等の体系（概念図）



第5章 基本指針に基づく目標値

1. 成果目標に対する目標値

障がい者等の自立支援の観点から、国の基本指針に基づき令和8年度を目標年度として、次の項目について目標値を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 施設入所者の地域生活への移行／地域移行者数

国の基本指針	● 令和8年度末時点で、 <u>令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。</u>
大阪府の基本的な考え方	● 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末時点で <u>令和4年度末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本として、各市町村において目標設定すること。</u>

■本町の考え方

国及び府の方針に沿って、施設入所者の地域生活への移行者数は令和4年度末時点の施設入所者数7人の6%にあたる1人を目標値として定めます。

なお、現施設入所者は常時介護が必要な重度の障がい者で、家族も高齢化していることから地域移行の実現は厳しい見通しですが、自立支援協議会や関係機関等と連携して地域移行に向けた支援並びに、障がい福祉サービスの提供体制の整備に努めます。

項目	令和4年度（現状値）	令和8年度（目標値）
地域生活への移行者数	0人	1人

② 施設入所者の地域生活への移行／入所者の削減数

国の基本指針	● 令和8年度末時点で、 <u>令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減</u> することを基本とする。
大阪府の基本的な考え方	● 令和8年度末時点で <u>令和4年度末の施設入所者数の1.7%以上削減</u> することを基本として、各市町村において目標値を設定すること。

■本町の考え方

国及び府の方針に沿って、施設入所者の削減見込み数は令和4年度末時点の施設入所者数7人の1.7%にあたる1人を目標値として定めます。

項目	令和4年度（現状値）	令和8年度（目標値）
施設入所者数の削減見込	0人	1人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

● 退院後1年以内の平均日数・長期入院患者数・早期退院率

	退院後1年以内の平均日数	長期入院患者数	早期退院率
国の基本指針	● 令和8年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。	● 令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を設定する。	● 令和8年度における入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、入院後6ヶ月時点の退院率を84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91.0%以上とすることを基本とする。
大阪府の基本的な考え方	● 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数を325.3日以上とする。	● 国基準と異なる目標設定であるが、令和8年6月末時点での精神病床における1年以上の長期入院患者数を8,193人とし、各市町村においては、この目標値を1年以上の長期入院患者数で按分した数値を下限に目標設定すること。65歳以上と65歳未満の区別は設けない。	● 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度の精神病床における退院率を3ヶ月時点68.9%以上、6ヶ月時点84.5%以上、12ヶ月時点91.0%以上とする。

■ 本町の考え方

国及び府の方針に沿って、目標値を定めます。

項目	令和4年度（実績値）	令和8年度（目標値）
退院後1年以内の平均日数	—	325.3日以上
長期入院患者数	9人	4人以下

項目	令和4年度（実績値）	令和8年度（目標値）		
		入院後3か月	入院後6か月	入院後1年
早期退院率	—	68.9%以上	84.5%以上	91.0%以上

(3) 地域生活支援の充実

① 地域生活支援の充実

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。【新規】
大阪府の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末までの間、各市町村（複数市町村による共同整備も含む）において地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

■本町の考え方

地域生活支援拠点について、本町では圏域で地域生活支援拠点を1か所設置しています。また、国及び府の方針に沿って、機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるよう努めます。

項目	現状値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の整備	圏域で1か所	圏域で1か所	圏域で1か所	圏域で1か所
コーディネーターの配置人数	1人	1人	1人	1人
年1回以上運用状況を検証・検討	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年

②強度行動障がい者を有する者への支援体制の充実

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和8年度末までに、強度行動障がい者を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。【新規】
大阪府の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末までに強度行動障がい者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めるため、下記の目標を設定する。 ・ 各市町村又は圏域において、強度行動障がい者の実状や求める支援サービス等に関する調査の実施 ・ 各圏域において、大阪府強度行動障がい地域連携モデル（令和4年3月）を参考とした取組を実施

■本町の考え方

強度行動障がい者の実状や求める支援サービス等に関する調査の実施について、本町では、令和8年度以降に支援ニーズを把握し、支援体制の整備に努めます。

項目	現状値	令和8年度（目標値）
強度行動障がい者の実状や求める支援サービス等に関する調査の実施	無	有
各圏域において、大阪府強度行動障がい地域連携モデル（令和4年3月）を参考とした取組を実施	無	有

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

<p>国の基本指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和8年度中に、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労への移行者数を、令和3年度実績の<u>1.28倍以上</u>とすることを基本とする。 そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれに係る移行者数の目標値を、令和8年度中に令和3年度実績の1.31倍以上、概ね1.29倍以上、概ね1.28倍以上とする。
<p>大阪府の基本的な考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の基本指針を踏まえ、令和8年度中に、就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の<u>1.28倍以上</u>とし、併せて、就労移行支援1.31倍以上、就労継続支援A型1.29倍以上、就労継続支援B型1.28倍以上とすることを大阪府の目標として設定する。 <設定> 就労移行支援 令和3年度実績の1.31倍以上 就労継続支援A型 令和3年度実績の1.29倍以上 就労継続支援B型 令和3年度実績の1.28倍以上

■本町の考え方

令和3年度の一般就労への移行実績を踏まえ、令和8年度についての見込みを設定し、福祉施設から一般就労への移行等を推進します。

項目		令和3年度（現状値）	令和8年度（目標値）
年間一般就労移行者数	移行支援事業	2人	3人
	就労A型	1人	2人
	就労B型	1人	2人
	合計	4人	7人

② 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合

国の基本指針	● 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を <u>5割以上</u> とすることを基本とする。【新規】
大阪府の基本的な考え方	● 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を <u>6割以上</u> とする。

■本町の考え方

令和8年度における就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を6割以上とする成果目標については、その目標を達成するように努めます。

項目	令和8年度（目標値）
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	6割以上 (1か所)

③ 就労定着支援事業の利用者数

国の基本指針	● 就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の <u>1.41倍以上</u> とすることを基本とする。【新規】
大阪府の基本的な考え方	● 国の基本指針を踏まえ、就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の <u>1.41倍以上</u> とする。

■本町の考え方

令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする成果目標については、その目標を達成するように努めます。

項目	令和3年度（現状値）	令和8年度（目標値）
就労定着支援事業の利用者数	0人	2人

④ 就労定着率

国の基本指針	● 就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を <u>2割5分以上</u> とすることを基本とする。
大阪府の基本的な考え方	● 就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を <u>2割5分以上</u> とする。

■本町の考え方

本町には就労定着支援事業所がないため、就労定着支援事業所の設置を目標とします。その上で、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が70%以上となる就労定着支援事業所の割合を25%以上とする成果目標については、その目標を達成するように努めます。

項目	令和8年度（目標値）
就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	25%以上 (1か所)
就労支援部会の設置	有

⑤ 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額(大阪府独自項目)

大阪府の基本的な考え方	● 大阪府の工賃の令和8年度の目標の設定については、令和3年度の各事業所の目標額と達成状況（実績額）を基に、大阪府自立支援協議会就労支援部会工賃向上計画の推進に関する専門委員会の意見を踏まえて設定する。各市町村においては、管内の就労継続支援B型事業所において設定した令和3年度の目標工賃を踏まえ、目標設定に協力する。
-------------	--

■本町の考え方

本町における令和3（2021）年度の工賃の平均額は8,194円であり、令和8（2026）年度には12,000円と設定します。

項目	令和3年度（現状値）	令和8年度（目標値）
就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額	8,194円	12,000円

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。(地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障がい福祉主管部局等が中心となって、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備すること)
大阪府の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は圏域で少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。また、未設置の市町村においては、障がい福祉主管部局等が中心となって、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することとする。

■本町の考え方

本町では圏域で設置済の児童発達支援センターにおいて実施しており、地域支援の拠点としてサービスの充実を図ります。

発達に心配や遅れのある子どもに対する実情に沿った継続的な支援体制のあり方や、児童発達支援センターにおける障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化及び重層的な障がい児通所支援については、近隣市町村と連携して体制整備に努めます。

項目	現状値	令和8年度(目標値)
児童発達支援センター(か所)	圏域で1か所	圏域で1か所

② 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ● 各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。【新規】
大阪府の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の基本指針の趣旨を踏まえ、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が主体的に保育所等訪問支援を提供できるよう、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築に努めること。

■本町の考え方

令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する成果目標については、その目標を達成するように努めます。

項目	現状値	令和8年度（目標値）
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	無	府の考え方を踏まえ、体制の構築に努める。

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
大阪府の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村が目標値を設定する際には、大阪府が示す目標値を参考に設定すること。ただし、府が示す参考値以上の事業所がすでに設置されている場合には、それ以上の事業所数を設定すること。

■本町の考え方

本町では、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所確保しており、今後もその体制の維持・充実に努めます。

項目	現状値	令和8年度（目標値）
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数（か所）	2か所 （町内1か所、圏域1か所）	2か所 （町内1か所、圏域1か所）
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数（か所）	2か所 （町内1か所、圏域1か所）	2か所 （町内1か所、圏域1か所）

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

<p>国の基本指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和8年度末までに、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。
<p>大阪府の基本的な考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の基本指針の趣旨を踏まえ、大阪府医療的ケア児支援センターを設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを1名以上配置し、医療的ケア児等の支援の総合調整を行う。府の協議の場にも、市町村支援につながるよう、少なくとも1名を参画させる。 ● 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末までに、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場を、府、各圏域、各市町村で設置することを基本とする。また、設置済みの市町村においては、心身状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう協議の場を活性化すること。 ● また、令和8年度末までに、医療的ケア児等コーディネーターについて、福祉関係、医療関係各1名以上、地域の実情に応じて市町村に配置することを基本とする。

■本町の考え方

令和5年度には、医療的ケア児支援のため保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置し、また、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置しました。

今後も関係機関と連携し、医療的ケア児とその家族の支援体制の充実に努めます。

項目		現状値	令和8年度（目標値）
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		有	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	福祉関係	1人	1人
	医療関係	1人	1人

(6) 相談支援体制の充実・強化等

<p>国の基本指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。 ● 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。【新規】
<p>大阪府の基本的な考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末までに、基幹相談支援センターを全ての市町村において設置（複数市町村による共同設置含む）するとともに、基幹相談支援センターが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の強化を図る体制を各市町村において確保する。 ● また、令和8年度末までに、全ての市町村の協議会（複数市町村による共同設置含む）において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組がなされ、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。 府としては、広域的な観点から、障がい者相談支援アドバイザーの派遣や市町村、基幹相談支援センター等を対象とした好事例の発信、情報交換会等を行うことで、市町村の取組みを促進する。

■本町の考え方

国及び府の方針に沿って、目標値を定めます。本町ではすでに他町村とともに基幹相談支援センターを設置済みとなっており、地域の相談支援体制の強化を図り、その体制の維持・充実に努めます。

項目	現状値	令和8年度（目標値）
基幹相談支援センターの設置	設置済	設置済
基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保	実施	実施
協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組に必要な協議会の体制を確保	実施	実施

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

<p>国の基本指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和8年度末までに都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築する。
<p>大阪府の基本的な考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の基本指針の趣旨を踏まえ、報酬請求にかかるエラー修正等の事務を減らすことで、利用者への直接支援等の充実を図るとともに、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、府において下記の目標を設定する。(令和8年度末までに) <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行う。 ・ 「指定・指導業務に関する調整会議」を活用し、審査事務を担っている市町村と不正請求等の発見・防止策について検討する。 ・ 指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査を適正に実施し、「指定・指導業務に関する調整会議」において、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する。 ● 市町村においては、不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取り組み、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施等について、目標設定すること。 ● 国の基本指針の趣旨を踏まえ、府において相談支援専門員やサービス管理責任者等について、地域のニーズを踏まえて計画的に養成するとともに意思決定支援に関する研修を推進することを目標とする。

■本町の考え方

国及び府の方針に沿って、目標を定めます。本町においては、各種研修の参加を通して職員の質向上に努めます。

また、指導監査の結果情報等を共有し、関係機関と連携を取りながら障がい福祉サービスの向上に努めます。

項目	現状値	令和8年度(目標値)
報酬の審査体制の強化等の取り組み	実施	実施
指導権限を有する者との協力連携	実施	実施
適正な指導監査等の実施	実施	実施

第6章 障がい福祉サービスの見込みと確保策

障がい福祉サービスは、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス及び相談支援に分かれており、障がいのある人のニーズに対応できるよう、各事業所と連携して、障がい福祉サービスの提供体制の整備に努め、障がい福祉サービスの充実を図ります。

また、それぞれのサービスについて、実績値を踏まえた見込みと確保策について次の通り設定します。

1. 訪問系サービス

区 分	内 容
居宅介護	入浴、排せつ、食事の介護等、自宅での生活全般にわたる支援を行うサービス。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、居宅における介護から外出時の移動支援までを行うサービス。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護等を行うサービス。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動を補助するサービス。
重度障がい者等包括支援	介護の必要の程度が著しく高い方に居宅介護等のサービスを包括的に提供するサービス。

■見込み量の確保策

訪問系サービスのうち、居宅介護及び重度訪問介護については、これまでの利用意向と実績を踏まえ、利用者を見込んでいます。また、サービスに関する情報提供に努めるとともに、様々な機会を通じてサービスの提供体制の維持に努めます。

① 居宅介護

■実績と見込み量

障がい種別	項目	単位	実績		実績見込み	見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい者	利用者数	人/月	14	13	15	16	18	20
	利用時間数	時間/月	740	643	720	750	780	810
知的障がい者	利用者数	人/月	7	9	9	10	11	12
	利用時間数	時間/月	93	39	40	60	80	100
障がい児	利用者数	人/月	1	1	1	1	1	1
	利用時間数	時間/月	23	67	70	70	70	70
精神障がい者	利用者数	人/月	10	10	10	11	11	11
	利用時間数	時間/月	264	264	270	280	280	280
合計	利用者数	人/月	32	33	35	38	41	44
	利用時間数	時間/月	1,120	1,013	1,100	1,160	1,210	1,260

② 重度訪問介護

■実績と見込み量

障がい種別	項目	単位	実績		実績見込み	見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい者	利用者数	人/月	1	1	1	1	1	1
	利用時間数	時間/月	486	468	500	500	500	500
知的障がい者	利用者数	人/月	1	1	2	2	2	2
	利用時間数	時間/月	7	9	40	40	40	40
精神障がい者	利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間数	時間/月	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数	人/月	2	2	3	3	3	3
	利用時間数	時間/月	493	477	540	540	540	540

③ 同行援護

■実績と見込み量

障がい種別	項目	単位	実績		実績見込み 令和5年度	見込み		
			令和3年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい者	利用者数	人/月	1	1	1	2	2	2
	利用時間数	時間/月	2	5	5	20	20	20
障がい児	利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間数	時間/月	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数	人/月	1	1	1	2	2	2
	利用時間数	時間/月	2	5	5	20	20	20

④ 行動援護

■実績と見込み量

障がい種別	項目	単位	実績		実績見込み 令和5年度	見込み		
			令和3年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
知的障がい者	利用者数	人/月	1	0	1	2	2	2
	利用時間数	時間/月	1	0	155	160	160	160
障がい児	利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
	利用時間数	時間/月	0	0	0	20	20	20
精神障がい者	利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間数	時間/月	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数	人/月	1	0	1	3	3	3
	利用時間数	時間/月	1	0	155	180	180	180

⑤ 重度障がい者等包括支援

■実績と見込み量

障がい種別	項目	単位	実績		実績見込み	見込み		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
身体障がい者	利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間数	時間/月	0	0	0	0	0	0
知的障がい者	利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間数	時間/月	0	0	0	0	0	0
障がい児	利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間数	時間/月	0	0	0	0	0	0
精神障がい者	利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間数	時間/月	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間数	時間/月	0	0	0	0	0	0

2. 日中活動系サービス

区 分	内 容
生活介護	常に介護が必要な方に、施設での介護や創作的活動等の機会を提供するサービス。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行なうサービス。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行なうサービス。
就労選択支援	障がいのある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。 ※令和7年度からサービス開始予定。
就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービス。
就労継続支援A型	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス。A型は、就労支援事業所と雇用契約を締結し、就労機会の提供を行います。
就労継続支援B型	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス。B型は、雇用契約は締結せず、就労の機会や生産活動の提供を行います。
就労定着支援	就労支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者に、3年間、就労の継続に必要な相談、指導等の支援を行うサービス。
療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護等を提供するサービス。
短期入所	在宅の障がい者（児）を介護する方が病気の場合等に、障がい者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

■見込み量の確保策

日中活動系サービスのうち、生活介護、就労継続支援（A型・B型）、短期入所については、引き続き利用者の増加を見込んでいます。また、就労選択支援については、令和7年度から開始予定のサービスであり、今計画から量の見込みを行っています。

今後の利用意向を満たせるよう、関係機関と連携を図り、利用できる事業所等の拡充に努めます。

① 生活介護

■実績と見込み量

障がい種別	項目	単位	実績		実績見込み	見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい者	利用者数	人/月	4	5	5	6	6	6
	利用日数	人日/月	60	65	65	72	72	72
知的障がい者	利用者数	人/月	30	33	33	35	38	41
	利用日数	人日/月	574	616	616	650	690	730
精神障がい者	利用者数	人/月	0	1	1	1	1	1
	利用日数	人日/月	0	3	3	3	3	3
合計	利用者数	人/月	34	39	39	42	45	48
	利用日数	人日/月	634	684	684	725	765	805

② 自立訓練（機能訓練）

■実績と見込み量

障がい種別	項目	単位	実績		実績見込み	見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい者	利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数	人日/月	0	0	0	0	0	0
知的障がい者	利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数	人日/月	0	0	0	0	0	0
精神障がい者	利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数	人日/月	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数	人日/月	0	0	0	0	0	0

③ 自立訓練（生活訓練）

■実績と見込み量

障がい種別	項目	単位	実績		実績見込み	見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい者	利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数	人日/月	0	0	0	0	0	0
知的障がい者	利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
	利用日数	人日/月	0	0	0	9	9	9
精神障がい者	利用者数	人/月	0	1	1	1	1	1
	利用日数	人日/月	0	22	22	22	22	22
合計	利用者数	人/月	0	1	1	2	2	2
	利用日数	人日/月	0	22	22	31	31	31

④ 就労選択支援

■見込み量

障がい種別	項目	単位	実績		実績見込み 令和 5年度	見込み		
			令和 3年度	令和 4年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
身体障がい者	利用者数	人/月	—	—	—	—	4	4
	利用日数	人日/月	—	—	—	—	25	25
知的障がい者	利用者数	人/月	—	—	—	—	6	7
	利用日数	人日/月	—	—	—	—	90	100
精神障がい者	利用者数	人/月	—	—	—	—	7	7
	利用日数	人日/月	—	—	—	—	80	80
合 計	利用者数	人/月	—	—	—	—	17	18
	利用日数	人日/月	—	—	—	—	195	205

⑤ 就労移行支援

■実績と見込み量

障がい種別	項目	単位	実績		実績見込み 令和 5年度	見込み		
			令和 3年度	令和 4年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
身体障がい者	利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数	人日/月	0	0	0	0	0	0
知的障がい者	利用者数	人/月	0	1	1	1	1	1
	利用日数	人日/月	0	20	20	20	20	20
精神障がい者	利用者数	人/月	3	1	1	2	3	4
	利用日数	人日/月	22	7	10	20	30	40
合 計	利用者数	人/月	3	2	2	3	4	5
	利用日数	人日/月	22	27	30	40	50	60

⑥ 就労継続支援（A型）

■実績と見込み量

障がい種別	項目	単位	実績		実績見込み	見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい者	利用者数	人/月	4	0	0	4	4	4
	利用日数	人日/月	23	0	0	25	25	25
知的障がい者	利用者数	人/月	5	4	4	5	6	7
	利用日数	人日/月	72	68	70	80	90	100
精神障がい者	利用者数	人/月	5	6	6	7	7	7
	利用日数	人日/月	53	70	70	80	80	80
合 計	利用者数	人/月	14	10	10	16	17	18
	利用日数	人日/月	148	138	140	185	195	205

⑦ 就労継続支援（B型）

■実績と見込み量

障がい種別	項目	単位	実績		実績見込み	見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい者	利用者数	人/月	5	4	4	5	6	7
	利用日数	人日/月	56	79	80	100	120	140
知的障がい者	利用者数	人/月	17	16	16	16	17	17
	利用日数	人日/月	271	282	288	288	306	306
精神障がい者	利用者数	人/月	15	12	12	13	14	15
	利用日数	人日/月	118	104	108	117	126	135
合 計	利用者数	人/月	37	32	32	34	37	39
	利用日数	人日/月	445	465	476	505	552	581

⑧ 就労定着支援

■実績と見込み量

障がい種別	項目	単位	実績		実績見込み	見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい者	利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
知的障がい者	利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
精神障がい者	利用者数	人/月	1	2	2	2	2	2
合計	利用者数	人/月	1	2	2	2	2	2

⑨ 療養介護

■実績と見込み量

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人/月	1	1	1	1	1	2
合計	人/月	1	1	1	1	1	2

⑩ 短期入所

■実績と見込み量

障がい種別	項目	単位	実績		実績見込み	見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい者	利用者数	人/月	1	2	2	3	3	3
	利用日数	人日/月	11	9	10	12	12	12
知的障がい者	利用者数	人/月	10	7	7	10	10	10
	利用日数	人日/月	43	31	35	50	50	50
障がい児	利用者数	人/月	1	1	1	2	2	2
	利用日数	人日/月	1	1	1	2	2	2
精神障がい者	利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数	人日/月	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数	人/月	12	10	10	15	15	15
	利用日数	人日/月	55	41	46	64	64	64

3. 居住系サービス

区 分	内 容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を受けていた障がい者等が自宅で自立した日常生活を営むため、1年間、定期的な巡回訪問や随時通報や相談、情報提供・助言を行うサービス。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービス。
施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障がい者(児)に対し、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行うサービス。

■見込み量の確保策

親元からの独立や地域生活への移行の推進に伴い、共同生活援助については、引き続き利用者の増加が見込まれます。

共同生活援助及び自立生活援助等については、障がいのある人のニーズを把握するとともに、今後の利用意向を満たせるよう、関係機関と連携を取りながらサービス提供体制の充実に努めます。

① 自立生活援助

■実績と見込み量

障がい種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい者	人/月	0	0	0	0	0	0
知的障がい者	人/月	0	0	0	1	1	1
精神障がい者	人/月	0	0	0	1	1	1
合 計	人/月	0	0	0	2	2	2

② 共同生活援助（グループホーム）

■実績と見込み量

障がい種別	単位	実績		実績見込み 令和 5年度	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
身体障がい者	人/月	3	2	2	3	3	3
（うち重度障がい者数）	人/月	0	0	0	0	0	0
知的障がい者	人/月	12	14	15	16	17	18
（うち重度障がい者数）	人/月	0	0	0	0	0	0
精神障がい者	人/月	2	2	2	3	3	4
（うち重度障がい者数）	人/月	0	0	0	0	0	0
合計	人/月	17	18	19	22	23	25
（うち重度障がい者数）	人/月	0	0	0	0	0	0

③ 施設入所支援

■実績と見込み量

障がい種別	単位	実績		実績見込み 令和 5年度	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
身体障がい者	人/月	0	0	0	0	0	0
知的障がい者	人/月	7	7	7	7	8	8
精神障がい者	人/月	0	0	0	0	0	0
合計	人/月	7	7	7	7	8	8

4. 相談支援

区 分	内 容
計画相談支援	福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言等を行うサービス。
地域移行支援	障がい者支援施設に入所している方又は精神科病院に入院している方等、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする方に、住居の確保や相談等の必要な支援を行うサービス。
地域定着支援	自宅で一人で生活している障がい者の方に対して、常時の連絡体制を確保するとともに、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行うサービス。

■見込み量の確保策

相談支援のうち、計画相談支援については、複雑化が進む相談支援内容に対応できるよう、相談支援員の支援に努めるとともに、相談支援事業所等との連携強化を図ります。

本町では、セルフプラン率（計画相談支援等の計画作成支援を受けずにセルフプランでサービスを利用している方の割合）が高い状況です。計画作成支援はすべての障がい者等が利用することが望ましいサービスですが、圏域には相談支援専門員が少なく支援を引き受けられない状況が推察されます。

解消方策として、相談支援サービスの必要性を周知していくとともに計画相談支援専門員へつなげる支援に努めます。

また、地域移行支援並びに地域定着支援に係るサービス提供体制の確保に努めます。

① 計画相談支援

■実績と見込み量

障がい種別	単位	実績		実績見込み 令和 5年度	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
身体障がい者	人/月	3	5	5	6	7	8
知的障がい者	人/月	37	38	38	39	40	41
障がい児	人/月	1	10	10	10	10	10
精神障がい者	人/月	3	2	2	1	1	1
合 計	人/月	44	55	55	56	58	60

② 地域移行支援

■実績と見込み量

障がい種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
身体障がい者	人/月	0	0	0	0	0	0
知的障がい者	人/月	0	0	0	1	1	2
精神障がい者	人/月	0	0	0	1	1	2
合計	人/月	0	0	0	2	2	4

③ 地域定着支援

■実績と見込み量

障がい種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
身体障がい者	人/月	0	0	0	0	0	0
知的障がい者	人/月	0	0	0	1	1	2
精神障がい者	人/月	0	0	0	1	1	2
合計	人/月	0	0	0	2	2	4

5. 発達障がい者等に対する支援

区 分	内 容
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び町における発達障がい者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者数（支援者）の見込みを設定します。
ペアレントメンターの人数	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び町における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定します。
ピアサポートの活動への参加人数	現状のピアサポートの活動状況及び町における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定します。

① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数及び実施者数

■実績と見込み量

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受講者数	人	0	0	0	5	5	5
実施者数（支援者）	人/年	-	-	-	1	1	1

■見込み量の確保策

本町においては、発達支援教室に参加した保護者に対して、ペアレントトレーニングの手法を用いたグループワークを行っており、引き続き保護者への支援を行っていきます。

② ペアレントメンターの人数

■実績と見込み量

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0	0	0	0

■見込み量の確保策

ペアレントメンターとは、自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のことで、現在、大阪府が養成講座を開催しています。

本町での養成講座の実施はありませんが、町内の受講希望者に対して、養成講座に関する情報提供等を行います。

③ ピアサポートの活動への参加人数

■実績と見込み量

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加人数	人	0	0	4	5	5	5

■見込み量の確保策

ピアサポートとは、仲間同士の支え合いのことであり、障がい領域におけるピアサポート活動が拡がりをみせています。

本町においては、発達障がい児等の保護者会の活動に対する支援を継続するとともに、今後もピアサポート活動の実施に努めます。

6. 精神障がいに対する支援体制

地域包括ケアの理念を広げて、精神障がい者の方も住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制を構築する必要があることから、次に関する見込みを設定することにより、高次脳機能障がいやアルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を含む、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざします。

区 分		内 容
保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化	協議の場の開催回数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定します。
	協議の場への関係者の参加者数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定します。
	協議の場における目標設定及び評価の実施回数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。
精神障がい者の地域移行支援		現在利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がい者の地域定着支援		現在利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がい者の共同生活援助		現在利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がい者の自立生活援助		現在利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）		現在利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

① 保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化

①-1 協議の場の開催回数

■実績と見込み量

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催	回	1	1	1	1	1	1

①-2 協議の場への関係者の参加者数

■実績と見込み量

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健関係者	人	2	2	2	3	3	3
医療機関	精神科	1	1	1	1	1	1
	精神科以外	1	1	1	1	1	1
福祉関係者	人	8	13	15	15	15	15
介護関係者	人	0	0	0	0	0	0
当事者及び家族等	人	0	0	0	1	1	1

①-3 協議の場における目標設定及び評価の実施回数

■実績と見込み量

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1	1	1	1

■見込み量の確保策

本町では地域自立支援協議会等において保健・医療・福祉関係者による情報共有に取り組んでおり、引き続き重層的な連携体制の強化に努めます。

② 精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助

■実績と見込み量

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
精神障がい者の地域移行支援（利用者数）	人	0	0	0	1	1	2
精神障がい者の地域定着支援（利用者数）	人	0	0	0	1	1	2
精神障がい者の共同生活援助（利用者数）	人	2	2	2	3	3	4
精神障がい者の自立生活援助（利用者数）	人	0	0	0	1	1	1
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）（利用者数）	人	0	1	1	1	1	1

■見込み量の確保策

精神障がい者が自立した生活を営むことができるよう、引き続き支援に努めます。

7. 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

相談支援体制の充実・強化のため、次に関する見込みを設定します。

区 分	内 容
基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定します。
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込み、基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みをそれぞれ設定します。
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定します。

① 基幹相談支援センターの設置

■実績と見込み量

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	有無	有	有	有	有	有	有

② 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

■実績と見込み量

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	4	6	6	10	10	10
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件	0	2	2	5	5	5
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	回	7	9	9	10	10	10
個別事例の支援内容の検証の実施回数	回	16	18	18	18	18	18
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	1	1	1	1	1	1

③ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

■実績と見込み量

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回	4	4	4	4	4	4
事例検討参加事業者・機関数	事業者・機関数	14	14	14	14	14	14
協議会の専門部会の設置数	部会設置数	0	1	1	1	1	1
協議会の専門部会の実施回数	回/年	0	1	2	2	2	2

8. 障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み

障がい福祉サービスの質の向上のため、次に関する見込みを設定することにより、関係職員の資質向上と事業所や関係自治体等との連携強化をめざします。

区 分	内 容
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	府が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数の見込みを設定します。
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定します。
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	府が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定します。

① 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

■実績と見込み量

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
府が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	人	1	1	3	3	3	3

② 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

■実績と見込み量

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	有無	無	無	無	無	無	無
事業所や関係自治体等と共有の実施回数	回	0	0	0	0	0	0

③ 障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有

■実績と見込み量

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制	有無	有	有	有	有	有	有
関係自治体との共有回数	回	1	1	1	1	1	1

9. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう自治体の実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形態で実施する事業です。地域生活支援事業には「必須事業」と「任意事業」がありますが、本町では次のサービスを展開しており、各事業の見込み量を設定することとします。

■太子町が実施する地域生活支援事業

項目	事業	
必須事業	理解促進研修・啓発事業	
	自発的活動支援事業	
	相談支援事業	
	成年後見制度利用支援事業	
	成年後見制度法人後見支援事業	
	意思疎通支援事業	
	日常生活用具給付等事業	
	移動支援事業	
	地域活動支援センター機能強化事業	
任意事業	日常生活支援事業	日中一時支援 訪問入浴サービス事業
	社会参加促進事業	

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、障がい者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民や学校などで、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。

■実績と見込み量

項目	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

■見込み量の確保策

障がい者の社会参加を図るため、障がい者週間の期間中に啓発物品の配布を行います。また、イベント等の機会を活用し、障がいや障がい者に対する理解促進に取り組みます。

(2) 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障がい者等、その家族や地域住民等が協力して地域で自発的に行う活動（ボランティア活動等）を支援する事業です。

■実績と見込み量

項目	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

■見込み量の確保策

障がい者等が自発的に行う活動を支援し、事業の継続及び充実に取り組みます。

(3) 相談支援事業等

障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

■実績と見込み量

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	実施か所	4	4	4	4	4	4
基幹相談支援センター	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
地域自立支援協議会	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

■見込み量の確保策

障がい者相談支援事業については、事業者に委託して実施しており、今後ともこれらの事業者との連携を図りながら、障がいのある人に必要な相談支援体制の充実を図ります。

基幹相談支援センターは設置しており、引き続き相談支援体制の機能強化に努めます。

また、住宅入居等支援事業については、相談支援と一体的に多様な社会参加に向けた支援に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

知的障がいや精神障がい等により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいの権利擁護を図ることを目的とします。

■実績と見込み量

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	利用件数	1	1	1	2	2	3

■見込み量の確保策

この事業の利用実績は少ない状況ですが、判断能力に不安がある障がい者が自立した生活を安心して送れるように制度の情報提供や周知を図り、適切な利用につなげます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の業務を適正に行える法人を確保する体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援することで、障がいの権利擁護を図ることを目的とします。

■実績と見込み量

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

■見込み量の確保策

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築につながるよう、研修等について検討を行います。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とするサービスです。

■実績と見込み量

区分	単位	実績		実績見込み 令和 5年度	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者派遣事業	実利用件数	5	12	12	14	16	16
	延利用時間	10	40	40	46	52	52
要約筆記者派遣事業	実利用件数	0	0	0	0	0	0
	延利用時間	0	0	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	設置者数	0	0	0	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	0	0	0	3	3	3

■見込み量の確保策

今後もコミュニケーションが円滑に行われるよう、必要な通訳者を確保し、関係機関及び関係団体と連携し、意思疎通が必要な方への支援の充実を図ります。

(7) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人について、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図ることを目的とするサービスです。

■実績と見込み量

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	3	2	3	3	3	3
自立生活支援用具	件	4	2	2	3	3	3
在宅療養等支援用具	件	1	5	5	7	7	7
情報・意思疎通支援用具	件	0	2	2	2	2	2
排泄管理支援用具	件	348	353	380	420	420	420
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	0	0	0	1	1	1

■見込み量の確保策

障がい者が安定した日常生活を送ることができるよう、給付対象者のニーズに配慮しながら、障がいの特性に応じた適切な日常生活用具の給付を図ります。

(8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促すことを目的とするサービスです。

■実績と見込み量

障がい種別	項目	単位	実績		実績見込み	見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障がい者	利用者数	人/年	5	3	4	6	6	6
	利用時間数	時間/年	508	553	600	900	900	900
知的障がい者	利用者数	人/年	14	13	14	16	16	16
	利用時間数	時間/年	1,491	1,210	1,400	1,600	1,600	1,600
障がい児	利用者数	人/年	4	3	4	4	4	4
	利用時間数	時間/年	1,169	938	1,000	1,000	1,000	1,000
精神障がい者	利用者数	人/年	3	7	8	10	13	18
	利用時間数	時間/年	937	1,354	1,375	1,435	1,520	1,611
合計	利用者数	人/年	26	26	30	36	39	44
	利用時間数	時間/年	4,105	4,055	4,375	4,935	5,020	5,111

■見込み量の確保策

障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進するためにも、引き続き移動支援を実施する多様なサービス提供事業者の確保を図ります。

(9) 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人が地域活動支援センターに通所をし、創作的活動、生産活動および相談等を通して自立と社会参加の促進を図ることを目的とするサービスです。

■実績と見込み量

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基礎的事業	設置か所	1	1	1	1	1	1
	利用者数	1	2	2	3	3	3
機能強化事業	地域活動支援センターⅠ型	設置か所	1	1	1	1	1
	地域活動支援センターⅡ型	設置か所	0	0	0	0	0
	地域活動支援センターⅢ型	設置か所	0	0	0	0	0

■見込み量の確保策

障がいのある人が社会との交流を持ち、安心して暮らせるよう、関係機関と連携し、支援の充実に努めます。

【任意事業】

(1) 日常生活支援事業

① 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援や一時的な休息を目的とするサービスです。

■実績と見込み量

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人	7	3	4	6	6	6

■見込み量の確保策

障がい者（児）の家族等からの利用意向に対応できるよう、関係機関と連携して、サービスの充実に努めます。

② 訪問入浴サービス事業

家庭において入浴することができない重度の身体障がい者の各家庭へ訪問入浴車を派遣して入浴サービスを実施することにより、利用者の健康の増進およびその家族の身体的・精神的な負担を軽減することを目的とするサービスです。

■実績と見込み量

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人	1	1	1	1	1	1

■見込み量の確保策

サービス利用者の利用意向に対応できるよう、関係機関と連携して、サービスの充実に努めます。

(2) 社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増進や交流を図り、社会参加を促進します。

■実績と見込み量

区分	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
社会参加促進事業	実施の有無	未実施	未実施	実施	実施	実施	実施

■見込み量の確保策

令和3年度・令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により社会参加促進事業が実施できませんでしたが、障がい者の社会参加に必要な事業のため、現状のサービスを維持することに努めます。

第7章 障がい児支援の見込みと確保策

障がい児支援を行うには、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要なことから、関係機関が連携を図り、障がい児のライフステージに応じて、保健・医療・障がい福祉・保育・教育・就労支援等に関する切れ目のない支援を提供する体制の構築に努めるとともに、障がい児が障がい児支援を利用することで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

障がいの疑いのある段階から身近な地域で支援できるように、障がい児とその家族に対し、障がい児通所支援及び障がい児相談支援を実施していますが、引き続き障がい児とその家族のニーズを踏まえた通所支援に係る提供体制の整備を進めるとともに、子育て支援施策や、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関との緊密な連携を図ります。

障がい児入所支援については府を実施主体としますが、府との適切な連携や支援等により、本町における障がい児支援の地域支援体制を推進するとともに、本町の障がい児福祉施策の一層の充実のためにサービスの見込み量を設定します。

■町の障がい児（実人数）の見込み

	見込み		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児（18歳未満）	70人	75人	78人

1. 障がい児通所支援、障がい児相談支援等

項 目	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービス。
放課後等デイサービス	放課後や学校の休校日に、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等の支援を行うサービス。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービス。
居宅訪問型児童発達支援	重度障がいの状態等で外出が著しく困難な障がい児に、自宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与、訓練等を行うサービス。
障がい児相談支援	障がい児が福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言等を行うサービス。
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	地域における医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、必要となるコーディネーターの配置人数の見込みを設定します。

■実績と見込み量

項目	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	27	35	39	40	42	44
	人日/月	214	275	314	320	336	352
放課後等デイサービス	人/月	51	58	60	64	68	72
	人日/月	573	676	716	768	816	864
保育所等訪問支援	人/月	9	13	15	16	19	23
	回/月	9	13	13	16	19	23
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	回/月	0	0	0	3	3	3
障がい児相談支援	人/月	26	36	36	38	40	42
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療関係	人	0	0	1	1	1
	福祉関係	人	0	0	1	1	1

■見込み量の確保策

放課後等デイサービス、障がい児相談支援については増加傾向にあります。

障がい児に対し、適切な支援につながるよう、関係機関の緊密な連携を図るとともに、利用者のニーズに対応できるよう児童通所支援等の提供体制の整備並びにサービスの充実に努めます。

障がい児相談支援については、児童にかかる関係機関の連携を深めることで相談支援体制の充実に努めます。

2. 子ども・子育て支援

子ども・子育て支援事業の利用量の見込みや提供体制については、「第2期太子町子ども・子育て支援事業計画」において、障がいのある子どもも含めて子ども全体の利用量の見込みとその提供体制を定めていることから、「第2期太子町子ども・子育て支援事業計画」との整合を図りながら進めていきます。

■見込み量

事業種別	見込み		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
[教育]認定こども園・幼稚園 (満3歳以上)	83人	83人	83人
[保育]認定こども園・保育所 (満3歳以上)	170人	170人	168人
[保育]認定こども園・保育所 (満3歳未満)等	100人	100人	98人
時間外保育事業	125人	123人	121人
放課後児童健全育成事業	165人	165人	165人
地域子育て支援拠点事業	330人回/月	330人回/月	330人回/月
一時預かり事業 (幼稚園の定期的利用)	9,130人日/年	9,130人日/年	9,130人日/年
乳児家庭全戸訪問事業	70人/年	70人/年	70人/年
養育支援訪問事業等	40人/年	40人/年	40人/年

■見込み量の確保策

保育所通所の対象となる児童は、集団保育が可能かつ日々通所できる児童であり、放課後児童クラブの入会の対象となる児童は、集団活動が可能な児童としています。引き続き対象となる児童の受け入れ体制の充実に努めます。

第8章 計画の推進のために

1. 計画の推進体制

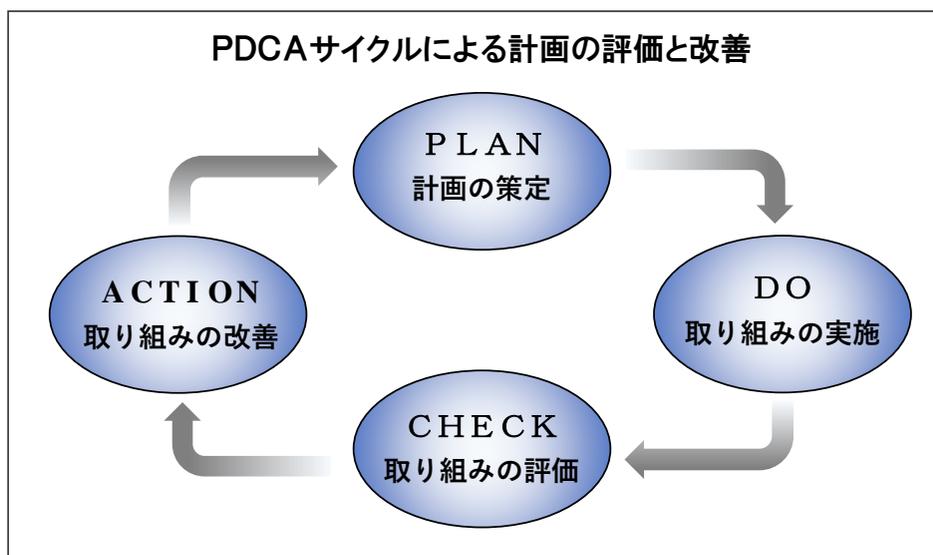
本計画の推進にあたっては、障がいのある人についての理解や社会的関心を高めていくとともに、障がいのある人が社会で活動でき、個性が活かされる環境づくりが必要です。そのため、地域社会、学校、団体、サービス事業者、行政等がそれぞれの役割を果たしながらお互いに連携・協力して計画の推進を図ります。

また、本計画の実現に向けて、障がいのある人やその家族等へのきめ細かなサービスを総合的・一体的に提供できるよう、庁内の福祉・保健・医療・教育・労働・まちづくり等に関する関係課等との連携を一層強化して施策を推進します。

2. 計画の評価・検証

本計画を着実に推進し、効果の高いものとするためには、計画を立て(Plan)、実行し(Do)、進捗状況及び成果を点検・評価したうえで(Check)、取り組みの改善・見直しを行う(Action)、PDCAサイクルを構築することが大切です。

本計画の進捗状況及び成果に関する点検・評価については担当課が定める会議等にて行うとともに、国の制度変更や計画期間の終了に伴う改定の際には、町において評価結果を報告し、意見を求めながら課題に対する必要な対応を図ることとします。



参考資料

1. 太子町障害者施策推進協議会規程

平成 18 年 8 月 31 日規程第 8 号
改正

平成 24 年 5 月 1 日規程第 17 号

平成 25 年 4 月 1 日規程第 2 号

平成 28 年 6 月 30 日規程第 11 号

令和 3 年 3 月 17 日規程第 1 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条第 4 項の規定に基づき、本町に太子町障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 協議会は、本町における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議を行うものとする。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、障害者及び障害者団体の代表者、関係行政機関の職員のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合に選任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、障がい福祉担当課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる協議会の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が行う。

附 則（平成24年5月1日規程第17号）

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規程第2号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月30日規程第11号）

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月17日規程第1号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2. 太子町障がい者施策推進協議会委員名簿

(任期：令和5年7月1日～令和7年6月30日)

氏名	所属等	備考
筒井 孝則	富田林医師会	会長 医療機関
樋口 修	太子町身体障害者福祉協議会	副会長 身体障がい者団体 会長
松井 伸吾		当事者又は当事者の関係者
秦 恵以子		当事者又は当事者の関係者
今川 雅代	太子町手をつなぐ親の会	知的障がい者団体 会長
成澤 佐知子	四天王寺太子学園	障がい福祉施設 施設長
中山 崇	科長の郷	障がい者支援施設 施設長
村井 浩子	つばき作業所	生活介護事業所 施設長
前田 良三	ワークショップエイブル大阪	就労継続支援A型施設 事務長
立石 賀則	太子町社会福祉協議会	社会福祉協議会 事務局長
三堂 陽子		一般公募

(敬称略・順不同)

3. 用語の解説

あ行

一般就労

一般の企業などで雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労したりすること。

インクルージョン

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う、という理念。

か行

基幹相談支援センター

地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談などの業務を総合的に行うことを目的とする機関。

共生社会

障がいの有無にかかわらず、誰もが分け隔てられることがなく、基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に基づき、相互に人格と個性を尊重し合う社会。

権利擁護

障がいなどのため自分で判断することが不十分な人に代わって、援助者が代理人として、財産管理や契約行為などの権利行使を支援すること。

さ行

児童福祉法

児童の福祉を担当する公的機関の組織や、各種施設及び事業に関する基本原則を定め、国及び地方公共団体などの責務を明らかにするとともに、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されることを目的とする法律。

社会的障壁

障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるようなもののこと。例えば、社会における事物（通行、利用しにくい施設・設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障がいのある人の存在を意識していない習慣や文化など）、観念（障がいのある人への偏見など）など。

障害者基本計画

障害者基本法の規定に基づき、障がいのある人の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため国が策定する、障がいのある人のための施策に関する基本的な計画。

障害者基本法

障がい者の自立及び社会参加の支援などのための施策に関し、基本的理念を定め、国及び地方公共団体などの責務を明らかにするとともに、障がい者の自立及び社会参加の支援などのための施策の基本となる事項を定めることなどにより、障がい者の自立及び社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障がい者の福祉を増進することを目的として制定された法律。

障がい者虐待防止センター

障がい者虐待に関する疑問や悩みなどの相談、障がい者虐待を発見した人からの通報や虐待を受けている人からの届出の対応窓口。また、障がい者虐待の防止や早期発見、障がいのある人に対する一時保護や支援等を行う機関。

障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。平成 25 年 6 月に制定（平成 28 年 4 月施行）され、主に、障がいを理由に不当な差別的取扱いや権利侵害をしてはいけない、社会的障壁をとりのぞくための合理的な配慮を提供すること、国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるための取り組みを行わなければならないことなどが定められている。

障害者自立支援法

障がいのある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。

障害者総合支援法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。平成 24 年 6 月に制定され、従来の障害者自立支援法を一部改正した法律。障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスなどを総合的に行うこと、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。

障害者権利条約

障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある人の権利の実現のための措置などについて定める条約。

障がい福祉サービス

障害者総合支援法の規定により、障がいのある人の障がい程度や状況などを踏まえ、個別に支給決定が行われるサービス。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分になった本人に代わり、家庭裁判所が選任した後見人などが財産管理や身上監護を行い、本人が安心して生活できるよう保護支援する制度。法定後見人制度と任意後見人制度がある。

た行

地域自立支援協議会

障がいのある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援ができる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療などの関連する分野の関係者から組織されたもの。

地域生活支援事業

障害者総合支援法の規定に基づき、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう行う事業であり、地域の実情に応じ、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定する。

地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制のこと。

な行

難病

特定疾患治療研究事業対象疾患ともいい、原因が不明で、治療方法が確立されていない疾患のこと。

は行

バリアフリー

バリアとは「障壁」のことで、福祉のまちづくりを進めるためにさまざまな障壁をなくしていくこと。建築物や交通機関等のハード面のバリアとともに、生活にかかわる情報面や制度面のバリア、そして差別や偏見といった心のバリアを取り除いていくことも、バリアフリーの重要な側面。

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において現れるもののうち、言語の障がい、協調運動の障がい、心理的発達の障がい、行動及び情緒の障がいのこと。

福祉的就労

障がいなどの理由により一般企業などで働くことが困難な人が、障がい福祉サービス等の福祉施策を利用して就労すること。

ま行

民生委員児童委員

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行うもので、都道府県知事などの推薦により厚生労働大臣が委嘱する。児童委員は、児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉に関し、サービスの適切な利用に必要な情報の提供など児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うもの。

や行

ヤングケアラー

家族の介護・看病・世話などについて、大人と同程度の負担で、長期間、日常的に行っている子どものこと。

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

ら行

ライフステージ

人生のライフサイクルにおける状況の段階を区分したもの。

第4期太子町障がい者計画及び
第7期太子町障がい福祉計画・第3期太子町障がい児福祉計画

発行：太子町

編集：健康福祉部 福祉介護課／子育て支援課

住所：〒583-8580 南河内郡太子町大字山田88番地

TEL：0721-98-5519（福祉介護課）／0721-98-5596（子育て支援課）

FAX：0721-98-2773

発行年月：令和6年3月

